

第四節 戦国時代・安土桃山時代

第一項 戦国時代

一 少弐と探題の抗争

応永二年（一三九五）さきの九州探題渋川義行の子渋川満頼は今川了俊に代わって九州探題に任せられ、周防の大内義弘の援護を受けて九州入りを果たした。

これよりさき、少弐氏は將軍足利義満の九州仕置きによつて所領を減らされたことを不服として探題に従わず、前探題今川了俊から討伐され、一族の主だつたものは討ち死にしたが、少弐一族は頼澄の孫貞頼をたてて、宮方の残党と共に探題に抵抗した。

探題渋川満頼は大内義弘と共に宮方、少弐の討伐を行つたが、宮方、少弐の余党多く、勝負は決せず、將軍義持の御教書で両者は「たんは和睦」したが、大内義弘が筑前の守護職を奪つたことから、その年の末に、大内・少弐の間は決裂し、少弐貞頼は大宰府を退き肥前国にこもり、探題に再び反旗を翻した。

彦島河原の戦い 少弐氏は肥前守護であつたこともあり、肥前国にその所領も多く、少弐に味方するものが多かつた。応永五年（一三九八）二月、探題渋川満頼は肥前国の凶徒討伐のため博多を出て肥前に兵

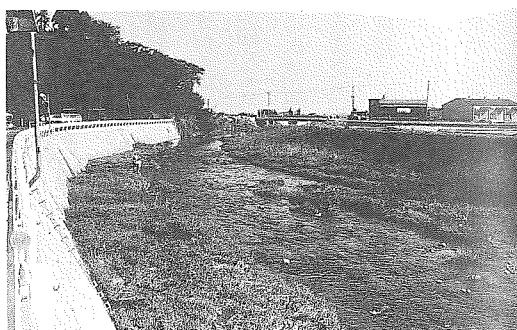
を進めた。少弐貞頼に与力する肥前の武士たちは多久、小城に陣を構え、探題軍を迎撃つことになつた。少弐に味方する中に上・下両松浦一族。

塙崎の後藤一族があつた。同年八月両軍は小城の彦島河原で相戦い、少弐方は戦死する者多く、戦いは探題方の勝利となつた。この戦いで松浦一族は戦死する者が多く、『北肥戦誌』には松浦一族の戦死者として、上松浦に波多下野守武・同三郎直・同太郎勤・黒岩長門守・相知日向守・猪山入道覚宗・同駿河守照八・民部少輔・瀬戸入道祐存・下松浦に丹後守頼・船原入道宗玖・同備中守・同左原門太郎のほか二百余人と記している。

この戦いは松浦党にとっては（北朝）暦応元年（南朝・延元三）（一三三八）の筑後石垣山合戦の損害を超える大損害で、上下松浦一族が戦場に動員できるすべてであつたようだ。この戦い以後、探題と少弐の戦いは絶えまなく続いた。

少弐と大内の かつた。探題渋川満頼は周防の大内義弘の援軍を受け、少弐は肥前・筑後・筑前の先祖以来の恩顧の武士たちの後ろ盾を受けて戦いを続け、それに肥後の菊池一族も筑後・肥前の失地回復のため軍を派遣するなど、北九州地区は戦乱が絶えなかつた。

しかし、応永五年（一三九八）の彦島河原の戦い以後、松浦一族の戦場での活躍は見当たらぬ。これはこの時



かつてはこの川前方一帯が彦島河原と呼ばれていた
(小城郡三日月町)

の戦いが松浦一族に大損害を与える、立ち直るまでには相当の時の経過が必要であったことを物語っている。

松浦一族が雌伏している間の応永二十五年（一四一八）、探題は渋川満頼の子義俊に交代した。義俊は応永二十六年明国の使呂淵を接遇し、足利義満の勘合符貿易のいとぐちを開いた。

探題渋川義俊は周防の大内持世の派遣した大内徳雄（盛見）の軍と共に少弐与党的討伐を計ったが北九州の鎮圧は成らず、応永三十五年（正長元年）一四二八）筑後に閉居し、探題職を渋川満直に譲った。渋川満直は大内の援軍を受けて少弐与党的鎮圧を進めたが、少弐氏の当主満貞は菊池一族と同盟して探題軍に合戦を挑み、戦いは筑前の各地で起き、永享二年（一四三〇）には筑前の筥崎八幡宮が戦火に焼かれた。

永享三年六月、探題の後ろ盾となっていた大内持世の武将大内徳雄は、大友一族の立花の所領を奪い取ったことで将軍の勘気を蒙り、筑前志摩郡萩原に退去した。これを知った少弐満貞の子小法師丸資嗣は、波多・草野・留主・福井等（草野の重臣）の上松浦一族と力を合わせ、大内徳雄一家を志摩郡萩原に追いつめ、一人も残さず全滅させた。

姿を消した松浦党 応永五年（一二九八）の彦島河原の戦いに少弐方として参陣した上・下松浦一族は首領とも言える波多下野守武以下二百余名が戦死したこと、その後の探題渋川一族と少弐一族との北部九州（筑前・筑後・肥前）での霸権をかけての戦いには松浦党はあまり姿を見せないようになつた。

少弐と渋川の戦いは数代にわたる鬭争で、少弐は冬資の戦没のあと頼澄・貞頼・満貞・資嗣・教頼などと少弐再興を目指して、少弐恩顧の在地武将の援護のもとで戦闘に明け暮れていた。

いっぽう、渋川は、今川了俊のあと九州探題職として任せられ、周防の大内の援助を受けて九州の制圧を目指したが、満頼、義俊、満直、教直と継承しても探題職の権威を樹立することは出来なかつた。こうなるまで少

弐と渋川の霸権争いは約四十年間も続いたことになる。

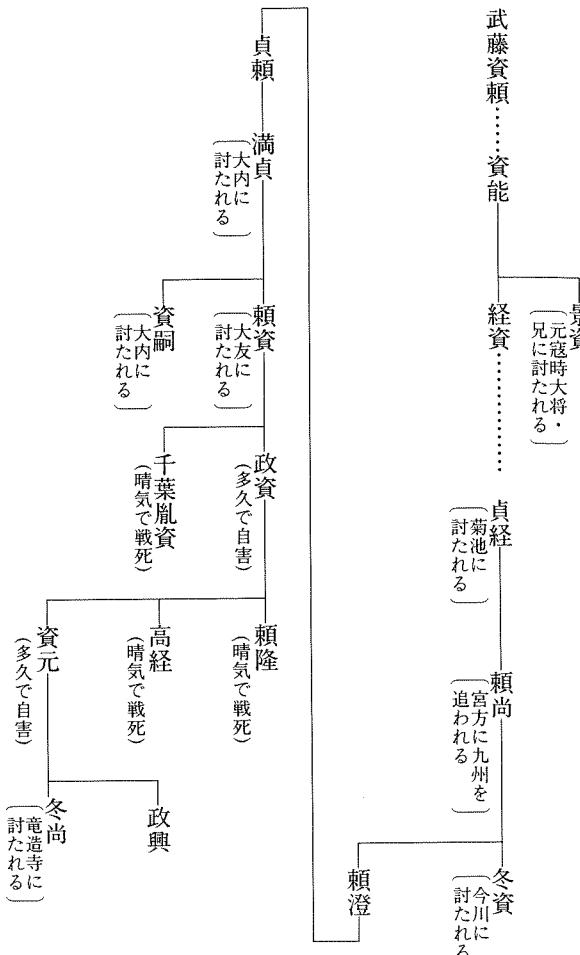
嘉吉元年（一四四一）、将軍義教が赤松満祐に殺されたことで赤松攻めが起きた。この時、九州の武将たちも新將軍義勝の命を受けて東上した。その諸将の中に上松浦一族がいたことが『九州治乱記』に記されていて、松浦一族の力がようやく回復したことを見せているといえる。

嘉吉二年（一四四二）大内教弘は少弐討伐に九州に侵入し、大宰府周辺で戦いが展開された。この戦いに勝てず対馬に逃れていた少弐教頼は宗貞盛の将軍へのとりなしで、文安三年（一四四見せる竜造寺

六）、再び少弐として大宰府への帰国を許された。しかし、文安六年（宝徳元年）一四四九）には再び大内氏のざん言を受けて大宰府から落され、肥前佐嘉の竜造寺氏の保護を受けることとなつた。このため、肥前の豪族にすぎなかつた竜造寺はにわかに脚光を浴び北九州地区の霸権争いに登場し、少弐の全滅をはかる大内氏の正面に立ちはだかることとなつた。

応仁元年（一四六七）将軍義政の跡目相続が原因で、幕府の重臣は細川勝元派（東軍）と山名宗全派（西軍）に別れて京都における両軍の戦いとなり、諸国の武将は両派の招きで上洛し、戦争は激化していく。応仁の乱の発端である。以後、戦乱は全国に波及し、各武将は家の興亡、氏族の盛衰をかけて隣国との戦いを広げていった。いわゆる、戦国時代の到来であった。弱者は強者に滅ぼされ、社会道徳は無視され、下克上の風潮がみなぎり、力あるものは正邪を無視して霸権を追う世相となつた。この動乱は豊臣秀吉が天下を統一する天正十八年（一五九〇）までの約百二十余年間続いた。

少弐与党と竜造寺の争い 少弐の全滅をはかる大内氏のざん言を受けて大宰府から落ちた少弐を助けた竜造寺は、佐嘉を本貫地とし、少弐に属する武将として鎌倉以降存続してきた。南北朝時代の探題側と少弐側との戦い



少赤氏系圖

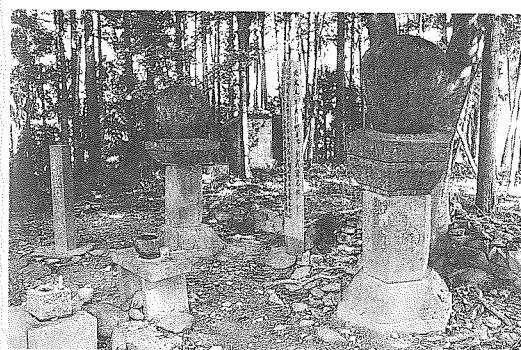
には少弐の有力武将として少弐を守り続けてきた。ところが、天文三年（一五三四）、少弐資元が探題側の大内の武将陶道麒に多久に攻められ専称寺で自刃すると、それは前年竜造寺家兼に欺かれて勢福寺城（神埼町城原）を開城したためであると、少弐与党は事あるごとに竜造寺氏を敵視するようになり、以来少弐与党は少弐資元の子冬尚をたて、肥前国を中心に、少弐、竜造寺の運命をかけての戦いが展開されていった。

天文十年（一五四二）、少弐冬尚と竜造寺家兼との間にいつたん和議が成ったが、竜造寺氏の隆盛をねたむ少弐腹臣の馬場肥前守頼周らは、竜造寺攻めの謀略を進め天文十四年（一四五五）、祇園岳城（小城町松尾・千葉城とも）（う）で戦つたが馬場頼周は戦死、少弐冬尚は肥前から追放され、佐嘉一円は竜造寺氏の支配下となつた。

竜造寺家兼のあとは孫隆信が継ぎ、佐嘉一円を制圧していった。竜造寺隆信は、永禄元年（一五五八）十一月、勢福寺城にいた少弐冬尚を囲み、翌永禄二年（一五五九）正月、冬尚を自刃させた。
よじせ

永禄五年（一五六二）豊後の太友義鎮（宗麟）は豊後、
豊前、筑前、筑後、肥後を制圧して勢い大いに伸び、
に触手をのばす

倉期以来少弐氏とは親しい間柄であり、少弐氏の没落を憂え、冬尚死去のあとも弟政興の再興を願い、少弐氏に心寄せる武将に楔けいをとばして竜造寺討伐を企てた。この時、大友に味方する者として、西肥の有馬・大村・下松浦一族・上松浦一族・多久・平井・後藤らがあつた。



少弐政資（左）、資元（右）の墓（多久市専称寺境内）

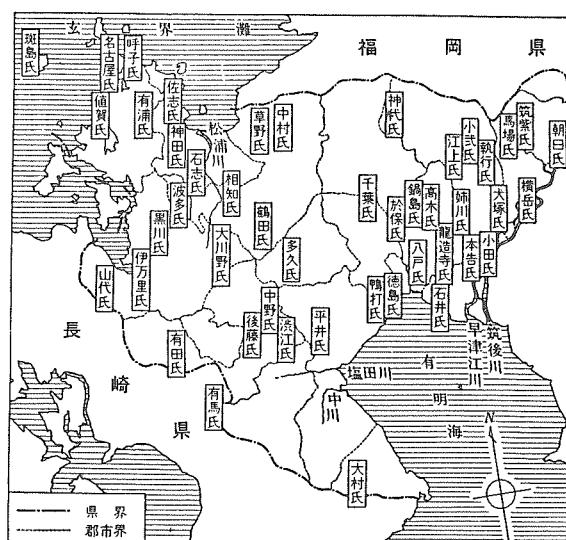
二 後期波多氏の時代

動乱に姿を見
せる波多氏
四一、波多にこもるとの史料があるので、戦国期の波多氏が波多下野守武の系脈であれば、波多郷を本貫地とし、岸岳一帯に居城を構えていたものと考えられる。

波多氏で下野守を名乗った者を列挙すると次の通りである。

- 波多下野守重 至徳四年（一二三八七）『松浦党会盟一揆契諾状』
- 波多下野守広 明徳四年（一二三九二）『有浦文書』
- 波多下野守武 ハ 同
- 波多下野守泰 応仁二年（一四六八）『海東諸国記』
- 波多下野守治 文明七年（一四七五）大川野淀姫神社の宝殿を再建する。
- 波多下野守興（好） 天文五年（一五三六）大内氏と組み少弐氏を滅ぼす。

注 本貫地＝本籍地。



〔肥前国内諸氏割拠図〕天文・永禄ごろ（『佐賀県の歴史』より）

○波多下野守鎮（三河守親） 文禄三年（一五九四）波多氏改易。

泰以下は岸岳城（北波多村・相知町にまたがる中世の城）に居城していたことが明らかである。岸岳城主は代々下野守を名乗る習わしがあったので、南北朝末期の波多下野守武につながる可能性は強い。しかし、波多下野守武が彦島河原（小城郡内）で戦死した応永五年（一二三九八）から波多泰が文献に姿を現わす応仁二年（一四六八）までには七十一年の時代の離れがあるので、一世代を二十五年とすれば、三世代の隔りがあるので、波多武と波多泰を直系と断定することは難しいとみてよい。

また、『妙音寺文書』によると、波多下野守広が生存中の觀応三年（一二三五二）に、沙弥蓮迎（相知西四郎高・相知村内面々相伝系図による）が妙音寺湛然和尚に寺田四反を寄進した時、寺田保証状に連署した一族中に「はたの又三郎源至」がいるが、このはたの又三郎は（南朝）延元三年（一二三三八）の筑後石垣山の戦いの交名忠進状の中にある「波多又三郎云々」と同一人物で、當時、波多下野守広と別家の波多又三郎至とが波多郷に存在していたことは明らかである。しかし、広と至との関係が不明のため、波多泰をどちらに結び付けるかは問題でもあるう。

波多氏の活躍

なかつたが、松浦地方では岸岳城の波多下野守泰一派が頭角を現わし、泰以後は岸岳城の波多氏の動きを中心に松浦地方の歴史がつくられていった。
○波多下野守泰 波多下野守泰について『海東諸国記』には「戊子の年（応仁二年＝一四六八）來朝す。書に肥前の州上松浦波多下野守源泰と称す。宗貞國の請を以て接待す。波多に居し、麾下の兵を有す」とある。

この波多泰は文明四年（一四七二）十一月、数百隻の兵船を動員して壱岐を急襲して、壱岐を分治していた志佐・

佐志・呼子・鴨打・塩津留の五氏を屈服させ、壱岐を波多氏の勢力下におくことに成功した。

波多泰の壱岐占領以前の壱岐の支配者の五氏のうち、四氏は上松浦一族で、それも佐志氏の流れをくむ者であった。鴨打氏を波多氏の分流とする説もあるが、那護野（名護屋）宝泉寺源祐位は鴨打氏の分流であるので、鴨打氏は佐志氏の分流であろう。

波多泰が壱岐を占拠するまでの上松浦の動きを『鎮西要略』などで追つてみると次のようになつてている。
嘉吉元年（一四四一）、松浦一族の草野、日高以下は対州の宗貞盛と共に少弐復興のため、大内持世を撃退した。

嘉吉二年、大内教弘が筑前に侵入のとき、対州の宗・壱州の日高は身命をかけて戦った。少弐教頼戦死。

波多下野守泰以後の岸岳城の波多氏と思われる者の氏名と、関連のある事件を記すと、次のとおりである。

○波多治 文明七年（一四七五）八月、大川野淀姫神社（伊万里市大川町）の宝殿を再建した。

延徳三年（一四九一）、佐里青幡神社（相知町）を再建し、神田二百石を寄進した。

永正五年（一五〇八）六月、波多下野守治は大内義興と共に筑前の少弐を討ち、足利義尹を奉じて上洛し、將軍に復職させた。

○波多壱岐守盛 島原の有馬仙岩・塩見城の波江公勢・平戸松浦肥前守興信・相神浦松浦丹後守親らと婚を結び、肥前の雄となり、享禄二年（一五二九）、相知妙音寺を再建した。

享禄四年（一五三二）、相知熊野神社を再建し、宝鏡（波多壱岐守盛の銘がある）を献じた。

○波多下野守興（畠好とも記す） 天文三年（一五三四）十月、大内義隆は、武将陶道麒がさきに肥前の少弐資元軍を攻めた折、少弐方の竜造寺家兼に擊破されたことを悔んで、自ら大軍を率いて肥前勢福寺の少弐資元冬尚親

子を囲んだ。この時、波多下野守興・千葉介興常・千葉丹後守喜胤らは少弐方の竜造寺家兼を説き、肥前の平和のためにと大内・少弐の和睦を図つた。少弐資元は勢福寺城を開いて和睦をした。

しかし天文五年（一五三六）、大内義隆が武将陶道麒に命じて少弐氏の所領を没収したことから少弐氏と大内氏の和解は決裂し、少弐資元は多久に立てこもつた。大内氏の武将陶道麒は上松浦の波多興はじめ肥前の武将を味方につけて多久城を攻めた。少弐資元等は抗しきれず、資元は多久専称寺に入り自刃した。

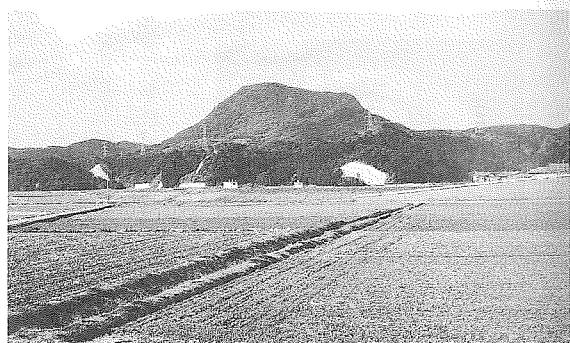
天文五年（一五三六）四月の「波多氏の捷書」には畠好と署名されているが、興と同一人物と思われる。

天文十三年（一五四四）十一月二十三日、竜造寺伯耆守盛家の軍三千を立川（伊万里市）で壊滅させた。

○波多壱岐守盛 興の嗣子、死去に際し男子なく、繼承について重臣と奥方眞芳の間に紛争がおきた。

○波多下野守鎮（三河守親） 島原の有馬義貞の子。波多盛の奥方によつて波多氏の嗣子となつたが、重臣日高氏、鶴田氏の反対で長期間内紛が続いた。

波多氏の後継 波多壱岐守盛が急死したのは天文十六年（一五四七）と言われている。盛には実子がなかつたのでをめぐる内紛 後継をめぐつてお家騒動がおきた。このころ波多氏とは血縁関係もあり、上松浦一族の有力者で



波多氏の岸岳城跡遠望（北波多村と相知町の境）

ある大河野の鶴田兵部大輔直、同弟越前守前、日高大和守資、嫡子日高甲斐守喜、值賀伊勢守長、青山采女正らは、松浦党の会盟の伝統によつて協議を重ね、盛の弟波多志摩守の子で、当時壱岐にいた隆（源五郎）・重・政三人の中から選び、跡継ぎとして迎えようと決めて、その旨を盛の後室（眞芳・真法・新法とも書く）に請うた。しかし、後室は、戦国の乱世に波多氏の存続をなすためには有力武将との結びつきが必要であるとして、そのため島原の有馬義貞（義直・仙巖斎寿仙・修理大夫とも称す）の二男藤童丸（後の波多三河守親）を推して重臣らと対立した。藤童丸の母は波多盛の姉と言われ、有馬家とは代々姻族関係にあつた。重臣らもむげに後室の言い分を退けることができず、後継は決まらなかつた。

島原の有馬修理大夫義貞の子藤童丸が、波多盛の後室眞芳によつて岸岳城に迎え入れられたのには日高大和守 諸説があるが、弘治三年（一五六七）だと言われる。藤童丸の実兄有馬義純は弘治三年には八歳であるので、藤童丸が岸岳城に迎えられた時は幼童であった。口伝によれば、城の正門から堂々と入城できるふんいきでなく暗殺の恐れがあつたので、藤童丸は家臣馬場次郎右衛門に背負われ、間道から秘かに入城したとさえ伝えられており、藤童丸の岸岳城主としての立場は、出発点から苦難の道であつた。

後室眞芳の強引な藤童丸の岸岳城への引き入れは、家臣たちの反感をつのらせ、この处置に反対する鶴田氏への人望はたかまり、上松浦の盟主としての波多氏を見限り鶴田氏につく者も多くなつていた。

この上松浦一族の反波多の情勢にいらだちを覚えた後室は、反波多の首謀

者は日高大和守資であり、資を除けば反波多勢力は衰えると考へ、城中の遊宴に彼を招き、毒を盛つた。このため、大和守資は死去した。この事を知った資の子甲斐守喜は後室を父の敵と恨み、復讐の機会をうかがつていた。

この中にあつて、日在城（伊万里市大川町）の鶴田因幡守勝、同越前守前らは、かねてから波

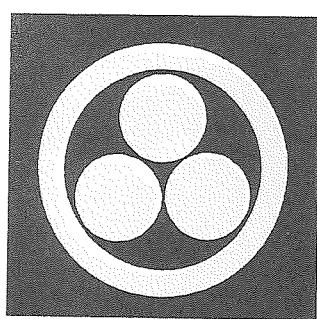
波多と鶴田の闘争 多、有馬とは反目の間柄であつた。永禄六年（一五六三）の大友・竜造寺の戦いの折には竜造寺方に味方し竜造寺陣の晴気に出陣して、大友方の有馬勢を多久城に攻めた。また、鶴田の一族田代因幡守は討主として追及してきた大友方の波多の軍勢と戦いを交え多くの死傷者を出した。

この戦いには主力となつた有馬勢の敗北となり、松浦一族は降参して事なきを得た。また、鶴田越前守前は長子甚五郎（賢）を人質として竜造寺氏に出してさえいる。

この戦いに鶴田、波多は敵味方に分かれて戦いをしたこともあつて、両者の仲はますます険悪となつていた。

永禄七年（一五六四）、波多氏の重臣山本城（唐津市山本）城主青山采女正は後室と謀つて日在城の鶴田兵部大輔直を討つことを企てた。秋九月、鶴田直を岸岳城に招きよせ、その途中に伏兵をもつて急襲させた。直は身をもつてその場を逃れたが重傷を負い、帰城後ほどなく没した。

日在城は弟の因幡守勝が繼いだが、波多、青山の仕打ちに怒った鶴田兄弟は兵を出し、岸岳城を包囲した。しかし、守りは堅く落とすことができず、囮みをとき引き揚げた。また、鶴田越前守前はある時、岸岳城を退出するに際し、大手門の門柱を三太刀傷つけ「再びこの城に入らず」と言つて退城し、その後不意に岸岳城に攻め入り城を乗つ取つた。そのため藤童丸親子はからめ手の姫落としから逃れ、鬼ヶ城（浜玉町）の草野氏を頼つたと伝えている。（『松浦拾風土記』）



丸に三ツ星紋=波多氏の紋

日高甲斐守、
岸岳城を奪取
その恨みをはらうと機会を待っていた。永禄七年（一五六四）十二月二十九日、岸岳城に出仕して、歳末の祝賀を終わり下城しようとした時、かねてから手はずを合させていた腹心などと呼応して、一斉に城中に火を放ち、この火を合図に城中に乱入して、後室方を斬り伏せ城を占拠した。

不意を襲われた後室と藤童丸は防戦できず、数人の侍女らとからめ手の谷間から逃れ、鬼ヶ城主草野鎮永のもとに身を寄せた。（『松浦拾風土記』）

侍女の中には甲斐の娘も人質として連れていかれた。（『平戸藩史考』・『北波多村史』）

鎮永の正室と波多の後室は値賀伊勢守長の娘であり、その後、藤童丸が岸岳城を回復するまで、草野氏の保護を受けることになった。岸岳城姫落としの由来はここから生まれたという。

岸岳城を奪取した日高甲斐守は味方にいた者には恩賞を与え、波多に代わって岸岳城におり、一族の首領に鶴田越前守前をたて、上松浦と壱岐の支配権を握ることになった。

鶴田氏の出自 鶴田氏は『松浦家世伝』によると松浦源大夫久の一男持の子來から出ると記されている。現相知町鶴田を領したことから鶴田を名乗つたとされている。来の子起は大河野日在城主大河野知の女

を妻として、大河野氏と姻族関係となっていたが、室町時代には勢力がなかった。

天文年間（一五三二～）鶴田因幡守伝の代になつて、日在城主大河野の後継ぎが絶えたので、鶴田伝の長子鶴田兵部大輔直が後嗣となつた。直は佐里の鶴田から日在城に移り、上松浦の雄となつた。

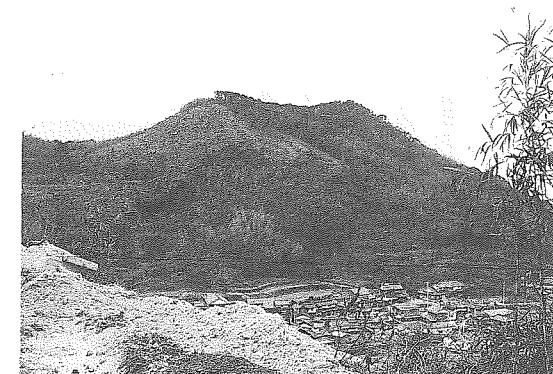
『吾妻鏡』の寛元三年（一二四五）十一月二十五日のくだりには、「松浦庄西郷佐里・壱岐泊の牛牧などについて鶴田駒と松浦執行授が論争した。幕府は鶴田駒の所領として認めた」と記している。

有浦氏、波多氏の岸 岸岳城を占拠した日高甲斐守喜と鶴田兄弟は自らの力を誇示しながらも必ずしも上松浦一族の信望を得ることが出来ず、一族の間には次第に日高、鶴田の下風にいることをいさぎよしとしない空気がつくられていった。この空気をいち早く察知したのが、有浦に所領をもつ有浦一族であった。

岸岳城が日高甲斐守喜に占拠されているのを憂え、正統な波多氏の後継者である藤童丸を岸岳城主にしようとも運動した松浦一族のなかで、最も積極的に動いたのが有浦一族であった。

『松浦拾風土記』には有浦一族の藤童丸の岸岳城主への復帰運動について、概略次のように記している。
有浦大和守は日高・鶴田両氏が岸岳城奪取以前に、波多盛の後室の勘気を受けて小城の真名古（麻那古）に閉居していた。すると鶴田氏から、味方になれば旧領有浦を安堵させると勧誘された。しかし、同僚たる鶴田に従うことには本意でないと断り、波多の再興を熱心に働きかけた。そのためには、後室の信頼が第一と考え、後室に対し一枚起請文を書き、誠意を示すこととした。また、後室の血縁の値賀伊勢守長も有浦大和守に同調して後室を説き伏せたので、後室は有浦の屋敷に移つて時節到来をまつた。

注 起請文・神仏に偽りのないことを誓った証文。



日高城跡（唐津市唐房の城山）。中世、塩津留（鎮西町塩鶴）付近を本拠としたと伝える日高氏の出城跡

有浦の廻文を受けて、日高・鶴田の行状を心よく思つていなかつた上松浦一族は、続々と有浦方に味方し、上松浦の状況は後室方に有利に向かつた。有浦たちは、波多の再興には強力な後ろ盾が必要と感じ、長い間敵対していた佐嘉の竜造寺隆信に協力を求めた。さらに、藤童丸の実父である島原の有馬義貞にも援軍を頼んだ。

この有浦氏の波多再興運動を示す文書が『有浦文書』の中にある。

「修理大夫有馬義純

有浦四郎左衛門尉殿 御宿所

「近年は不慮の弓箭により、連々申し承らず候。心外の至りに候。仍て後室、同鎮今他郷の御立ち柄、是非に及ばざる次第に候。彼の御進退においては、御寄り合い中の御存分によるべき事に候か。各々仰せ談ぜられ、早速御本意を遂げられるべく、御調達目出べく候。殊に日高甲斐守方、同鶴田因幡守方・同越前守方別儀なき由の条、幸いの儀に候。御相談有るべく候。なお、連綿申し通すべく候の条、先ずは省略候。恐々謹言。

五月一日 義純（花押）

義貞（花押）

有浦四郎左衛門尉殿 御宿所

この書簡は島原城主有馬氏に対し有浦四郎左衛門尉が波多藤童丸の岸岳城への復帰について連絡したのに対しての返事である。日高甲斐守が岸岳城を奪取したのは永禄七年（一五六四）とされ、永禄十二年（一五六九）には波多鎮（藤童丸）。藤童丸は永禄七年ごろ、大友に好みを通じ、名を大友義鎮の字を受けて鎮と改める）が岸岳城を奪還しているので、この書簡はこの間の事で、波多鎮の岸岳城復帰については日高・鶴田に対しても話し合いが行われたことが明らかであり、有浦とその有志が、松浦党の会盟の方式によって、波多鎮の復帰を議したことがわかれさせられている。

り、この一族中の会盟議決に対する反対派の日高・鶴田も拒絶できなかつたようである。

この交渉の中心となつたのは、このほかの関連文書からしても、有浦四郎左衛門尉馭であることがわかる。馭は文禄・慶長初期に有浦氏を代表した有浦大和守（高）（親、又は識）の叔父に当たると「有浦系図」は記している。

波多鎮の岸岳城復帰については少なくとも一年以上交渉が続けられ、波多鎮の実家の有馬義貞は鎮方の松浦一族に対し、鎮の復帰の確証を求めている書簡が、有浦馭のほか、値賀弥七郎（式部大輔か）、有浦中務少輔などにも寄せられている。

永禄年間（一五五八）は竜造寺隆信の台頭期で、肥前の弱小豪族を屈服させていた。これに対し弱小豪族はお互いに神文を取りかわして強大勢力をけん制しあつていた。西肥地区の武雄の多氏の岸岳城復帰に力をかすの松浦などは島原の有馬、豊後の大友と連係を保ち、神文（神の名をもつてする誓約書）を取り交わしていた。しかも、その半面、竜造寺に対しても親交の礼を尽くしていた。

注 神文=神の名をもつてする誓約書。

この中にあつて、波多鎮の岸岳城復帰に力を貸したのは竜造寺隆信であった。このころ、竜造寺と大友の間はやや安定していて、両者に気を遣わなければならなかつた西肥の弱小豪族の波多氏にとつては、横槍を入れられる恐れなく復帰を竜造寺氏に頼むには都合がよかつたと言つてよい。



竜造寺隆信画像（『佐賀県の歴史と文化』より）

そのころすでに鶴田兄弟がひそかに親交をよせていた竜造寺隆信のかつぎ出しが行われていたことがわかる。

しかし、波多鎮の岸岳城復帰は交渉だけでは進まなかつたのか、波多鎮は竜造寺へ派兵を依頼し、実力で岸岳城を奪還することにした。いっぽう、鶴田兄弟の協力を得られなくなつた日高甲斐守喜は平戸の松浦隆信（道可）に派兵を求めた。

永禄十二年（一五六九）十二月二十九日、竜造寺隆信の兵と波多鎮方は折からの嵐をついて城奪還を敢行し城内になだれこんだ。この時、日高方は年末の祝いの中で、よもや嵐の中を攻められるとは思わず油断していたので、たちまちに討ちくずされ、日高兄弟は命からがら壱岐に逃れた。

この時、平戸の松浦隆信は息子の鎮信を大将として日高援助の軍船を派遣した。軍船は十二月二十七日、星賀浦に着き、直ちに上陸しようとしたが波が荒れ、一両日、海上で時をすごしていた（『松浦風土記』）。この間、鎮と竜造寺軍の岸岳城奪還が成功し、この事を知った平戸の軍船はむなしく平戸に引きあげるほかなかつた。（後記の「日高の岸岳城奪還作戦と牟形合戦」参照）

日高氏、壱岐を占拠す　壱岐に逃れた日高甲斐守と弟信助は亀丘城を急襲し、壱岐の波多代官・波多壱岐守政を殺し、壱岐を占拠した。しかし、壱岐は波多氏にとつては波多泰以来の重要な領地であり、壱岐の回復を目指した。これに対し日高甲斐守は波多の来襲をおそれ、平戸の松浦隆信の家臣となり、その証（人質）として娘を遣すことを松浦隆信に誓紙をもつて申し入れた。

注　誓紙　起請文のこと。

この娘は波多鎮が日高に岸岳城を奪われた折、草野に人質として連れ去られた者であつたが、鎮が岸岳城に復帰した時岸岳城におかれていた。日高の嘆きを察した家来の竹下伯耆が単身岸岳城に忍び込み、彼女を救い

出したとの逸話が『唐津拾風土記』にある。しかし『有浦文書』『鶴田文書』などによれば日高甲斐守の壱岐占領後、波多、日高の間には平戸の松浦、有浦駆を仲に立てて話し合いがあつたおり、草野・鶴田・

日高・平戸松浦・武雄後藤間には友好関係が保たれていたので、それらの間の交渉で、日高の娘は波多氏から、返されたと思うのが妥当であり、その受け取りの使者が竹下伯耆であつたとみたほうがよい。

〔鶴田文書〕〔松浦道可隆信書状〕

「尚々、高島表へ急度参り候間、初中後、申し談じ候。まづ、みづ（密）／＼頼み存じ候。何事も御面談を期し候間　書中能わず候。万幸く。」

是より申し入れるべく覚悟候処、示し給い候、珍重に候。其の面手堅く仰せ談ぜられの由承り候。誠に御頼敷き御地盤に候。向様、永々申し談すべく候。仍て後藤方と佐賀（竜造寺）間に和談の儀、尤に存候。後と前的事は即時調へ申すべく候。御心安んすべく候。然れば、大河野（鶴田）同前と為すべく候間、向様一行有るべく候。貴所（有浦）と日甲（日高甲斐守）必ず面談を遂げられたきの事に候間、急度高島へ罷り着くべく候間、万端申し談すべく候条先づは擲筆候。恐々謹言。

六月廿日　道可（花押）　有四（有浦四郎左衛門駆）御報參る。」

壱岐日高と岸岳波多の間に平戸松浦と有浦が仲介として事後收拾について話し合いがなされ、その時波多鎮側



長崎県指定史跡・亀丘城跡（壱岐郷ノ浦町日高甲斐守これを急襲、波多氏代官を滅ぼした。）

として有浦が接衝に当たったことがわかる。

日高氏の岸岳城奪還 しかし、波多と日高の話し合
いは決裂した。そこで波多の

作戦と牟方合戦

壱岐來襲を恐れた日高は、平

戸松浦の協力を得て逆に波多へ攻撃を加えた。『松

浦拾風土記』によれば、元亀二年（一五七一）四月

十日、壱岐方は日高信助を大将として、中尾主計

ら三百余名が名護屋浦に上陸した。同地警備の有

浦中務、堀野源五郎らは不意を窺かれて慌てた

が、よく防戦した。しかし、次第に押されて、堀野源五郎は日高信助に討たれ、有浦中務は中尾主計と組み討ち

になり互いに刺しちがえて戦死した。

この戦いに比定できる合戦として『有浦文書』の「有浦覚右衛門唱書状」の中に、「一刀、其元にて御持成さるべきの由、申し越され候。脇指は短く候故、此方にこれある此の刀、脇指に成さるべき旨、勝手次第に候。此の刀、武尺七寸御座候間、五寸か三寸か、其元にて御あげさせ、脇指に成さるべく候。此の刀は貴殿へ遣し候古筆の内にもこれ在り候。有浦中務先祖の刀にて候。松浦法印様、天草の城主木山弾正召し連れられ、岸山の城へ御寄せ候時、有浦の上牟方（原文通りに牟形を牟方と記す）村に御引き取り、御在陣遊ばされ候時分、中務、法印様の御陣中へ忍び入り、おびただしき働きを仕り、九州にて名を揚げ申したる刀にて、木山弾正も深手を負い、漸く引き取り候由申し伝え候。其の段は肥前守様にこれ在り候御書付にも御座あるべくと存じ奉り候。……」とあ



有浦中務の墓と伝える自然石の墓碑。
高さ1.5m。周囲に一辺2.5mの真四角
の石塀があり（玄海町牟形・後谷）

る。

この手紙は後年、有浦覚右衛門唱の子有浦源大夫識（佐志多宮）^{（民称）}が平戸松浦氏に仕える際に、引き出ものとして贈った大刀について述べたものであるが、この手紙で平戸松浦は牟形に陣をはり、岸岳城を襲うつもりであったことがわかり、これを迎え討つた有浦中務は有浦大和守高の弟で、この戦いで牟形で戦死したものと思われる。従つて名護屋浦の戦いと牟方の戦いは後世混同されて伝えられたものであろう。

このよう實力に訴える争いとなり、波多側は一気に壱岐の奪還のため対馬の宗氏に対波多氏、対馬氏と同盟して壱岐奪還を図る」との条件を出して協力を求めた。

波多と宗の関係については『壱岐郷土史』によれば「波多宗無の室、後伏見天皇正安三年（一二三〇）対馬に到らんとして海上渡良村（現郷ノ浦町）に碇泊し病みて武生村（現郷ノ浦）に上陸し遂に其の地に歿す。按するに旧記に依れば波多氏の室は宗氏の女なり。……即ち、遺命して唐津と対州とを展望し得べき地に葬らしむ。……波多三河守其の菩提所華光寺を建立す。」とあり、また『松浦家世伝』にも、「又書に曰く、花溪院開基花溪妙春大姉は対州太守の女、唐津慶翁公の繼室、正安三年二月二十七日卒」と記す。さらに、対州宗氏が九州本土と密接な関係を持つようになったのは、南北朝期、宗貞盛の娘が少弐満貞の室になつて以来のこととで、宗氏は少弐氏再興のため、しばしば兵を九州本土に出し、また少

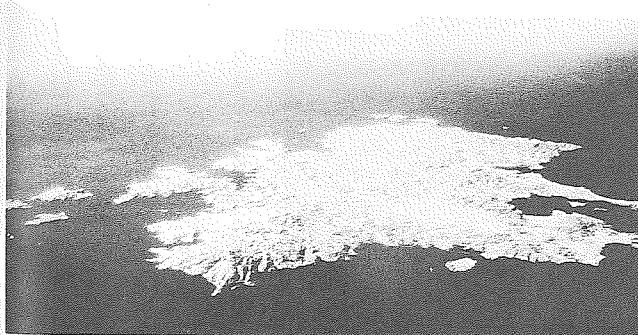


華溪妙春大姉の墓（壱岐郷ノ浦町華光寺内）

氏敗亡の時には対馬にて、保護を加えるなどしていた。また松浦党一族が少弐氏側になつてからは、しづかに松浦党とも密接な関係が出来ていた。さらに松浦党一族が倭寇として大陸へ渡航の時には、便宜を計つたり、朝鮮國への歳遣船派遣の時には、宗氏が推挙をしてくれるなどして、宗氏と松浦党一族とは密接な関係を保つてきていた。

宗義調は波多側と連絡をとり、壱岐進攻をねらっていた。そのため、日高の家臣立石図書（立石主計頭か）を味方にに入れ、内應させ密書を送り届けた。密書を見た図書は驚き、直ちにこれを日高甲斐守に見せ、己に二心なきことを示し、この密書を利用して宗氏を欺き、宗の軍勢をおびき出し、だまし討ちにすることを企てた。そして、返書には「自分はかねがね日高、平戸松浦に恨みをいだいているので、対州の軍勢の力を借りて、恨みをはらしたい。その時身命をなげうつて尽くすつもりである。来る七月中旬から日和次第で船を差し出して下さい。平戸松浦の軍船が応援のため若ノ島に着くころ、立石村で火の手をあげるのを合図に、農良浦（現勝本町本宮海岸）に船を入れて下さい」と、偽りの連絡をした。

この立石の謀略を見破れず、宗氏は波多氏に連絡して軍船を出すことにした。元亀二年（一五七二）七月十六日、宗義調は弟の采女介を將に兵船百余隻で壱岐に進攻し、立石の合図で火の手を見て一切に農良浦へ上陸を始めた。



5千仞上空から写した壱岐島。平戸松浦藩領となり、やがて長崎県となった。

待ち構えていた日高、平戸松浦の軍勢三千人は宗の軍勢の上陸半ばの時期をねらい急襲した。不意を突かれ戦闘態勢の整っていない宗軍はほとんどが討たれ、やつと船にたどりついた大将宗采女介も上松浦に向かおうとしたが、鷹島の大曲休弥、同右京らの松浦方に追われ、田平の岸にたどりつき、それから山越えで大村領へ逃れようとしたが、江迎境の琵琶石峠で松浦方の篠手田の家人に討ち取られた。

この戦いの結果波多氏の壱岐奪還は不可能となつた。結局、日高は平戸松浦の家臣となり、壱岐は平戸松浦の所領となつた。

浦領となる

このころから肥前佐嘉の竜造寺隆信の力は強大となつていった。西肥の中小豪族たちは彼の威圧に屈服していく。支配下の内紛を好まない竜造寺の命で、壱岐は平戸松浦の支配にゆだねられることになり、波多氏も壱岐奪還をあきらめるよりほかなかつた。この事は藩制が終わり、県制時代になつても受け継がれ、壱岐は東松浦半島の指呼の間にありながらも長崎県に編入された。

第二項 安土桃山時代

一 竜造寺の肥前、肥後制覇

戦国動乱も後期に入つた永禄（一五五八）後半から元亀・天正（一五七〇～一五九二）前半にかけて肥前国で頭角を現わした霸者は竜造寺隆信であつた。竜造寺隆信は筑前・豊前に影響力を及ぼす周防の大内・毛利と手を結び背後の脅威を無くし、肥前において勢力を拡大していく。

戦国後期、九州の霸権を目指す勢力となつたのは、肥前の竜造寺、豊後の大友、薩摩の島津の三者であつたが、

龍造寺の当面の敵となつていたのは大友宗麟であつた。

宗麟は肥前、譁の立場からも竜造寺隆信の霸道を放置することはできず、永禄十二年（一五六九）、竜造寺討伐のため軍を肥前に進め、さらに、元亀元年（一五七〇）八方の大軍を動員し、自ら高良山に駒を進め、肥前の各武将にも参軍を命じて隆信討伐軍を起こした。この時、肥前国の各武将の大半は大友に参軍するか日和見で、竜造寺側に積極的に参軍する者はなく、隆信は風前の灯の運命にあつた。

西脇前では、武雄の後藤貴明、須古の平井經治、鏡の草野鎮永、日在城の鶴田勝、下松浦の松浦一族をはじめ、有馬義純など大半が大友についていた。そして、わずかに岸岳城の波多下野守鎮が中立を守つていたに過ぎなかつた。わけても蓮池にいた小田鎮光は隆信の女婿でとなどを恨み、前回の大友の肥前侵入の時と同様、隆信に反旗を翻し

となどを恨み、前回の大友の肥前侵入の時と同様、隆信に反旗を翻していた。

佐嘉の竜造寺城は四方から囲まれる状況となっていた。ところが竜造寺の武将鍋島信生（のちの直茂）は同月十九日夜、肥前に侵入した大友軍の大将・大友八郎親秀を佐嘉の北方の今山陣に急襲して、大勝利を得た。

同年十月、大友と竜造寺は和睦、以後、大友は肥前への進出を放棄してしまった。

元龜元年（一五七〇）大友を肥前から駆逐した竜造寺隆信は、肥前の武将の討伐を続けた。

竜造寺隆信は、肥前の武将の討伐を続けた。

家信)を助け、隆信はお安内室をつかい、謀略で鎮光せ、元亀二年これを謀殺した。(後記656ページ参照)

そして同年十月には、東肥前の諸豪族を討伐あるいは帰順させ、天正元年（元亀四、一五七三）には、鏡の草野鎮永が小城の山中で奇襲戦を行ったことを理由にして討伐の軍を進めた。この時、隆信は獅子ヶ城の鶴田前と日在城の鶴田勝、それに岸岳城の波多鎮に草野討伐の参軍を命じた。波多鎮は直ちに応じ、隆信の道案内に八並武藏守を五ヶ

しかし、鶴田兄弟は、それよりさき、草野と神文を取り交わし敵対はしないと約束していたことを盾に参軍を拒否した。

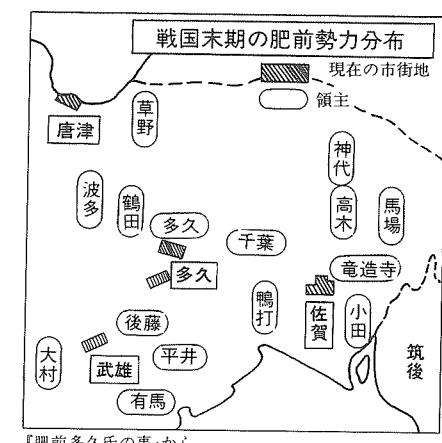
鶴田越前守前の拒否を受けた隆信は、直ちに鍋島信生等に獅子ヶ城の鶴田討伐を命じた。

方正元年（一五七三）十二月、竜造寺・陰信の命を受けて鍋島信長に直隸攻めの反せしもの（猪二ヶ城）を攻めたてたが、守るのは猛将鶴田越前守であり、城は絶壁にそそりたつ難攻不落の要害であり、鍋島軍の猛攻にも耐えぬいた。しかし、絶えまない力攻に守る側も死傷者続出で寺の軍門に下る

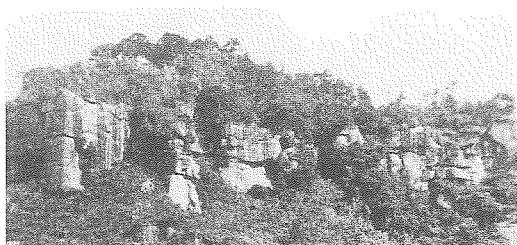
天正元年（一五七三）十二月、竜造寺隆信の命を受けた鍋島信生は草野攻めの皮切りに獅子ヶ城を攻めたが、守るのは猛将鶴田越前守であり、城は絶壁にそそりたつ難攻不落の要害であり、鍋島軍の猛攻にも耐えねいた。しかし、絶えまない力攻に守る側も死傷者続出で



童造寺が太友を駆逐した今川の古戦場（佐賀郡大和町）



波多鎮、獅子ヶ城の 鶴田越前守を奇襲する時、有馬にそそのかされて、伊万里城主伊万里治や唐船城主松浦丹後守盛と共に、竜造寺に従つていた獅子ヶ城の鶴田越前守前



獅子ヶ城跡（東松浦郡厳木町）。松浦党党祖源久の孫、峯五郎披が岩屋白山（標高196m）に築城したものの（厳木町重要文化財記念物史跡に指定）

この結果、肥前国で竜造寺に抗する者は島原の有馬義純だけとなつたが、これも天正六年（一五七八）三月には和議が結ばれ、結局 肥前国はすべて竜造寺のものとなつた。以後、竜造寺隆信は筑前にも兵を出し、肥前に隣接する諸豪族を制圧し、大友の勢力と接することとなり、続いて筑後一円も配下に納め、遠く肥後にも軍を進めて、肥後半国を手に入れ、さらに南下して、八代で島津と刃を交えるまでになつた。

天正四年（一五七六）六月、波多鎮は竜造寺が藤津郡方 に進出していた有馬軍と小競り合いを繰り返してい る時、有馬にそそのかされて、伊万里城主伊万里治や

城主原田了栄（隆種）

と竜造寺隆信は、そのころ、毛利を通じ親しかつたので了栄のとりなしで鎮永は竜造寺に降伏し、竜造寺の子を養子にすることで、鬼ヶ城に復帰が許され、所領は安堵された。この戦いを竜造寺の草野攻めと称しているが、竜造寺軍はこの戦いで浜玉町平原座主の古寺殿源寺など貴重な文化財を戦火で焼いた。

この後、竜造寺隆信は肥前小中豪族の制圧に、荒野の火の勢いをもつて進め、そのやり方は

『肥前の熊』と恐れられるありさまであつた。

天正二年（一五七四）には、須古城（杵島郡白石町）の平井経治を攻め落とし、翌年これを修復

して自分の隠居城とした。

天正五年には、下松浦に軍を進め、伊万里治を下し、続いて平戸の松浦鎮信を輩下とし、山代虎玉丸を捕虜とし、有田唐船城（西松浦郡西有田町）の松浦丹後守に城門を開かせた。下松浦一円を手に入れるや直ちに大村の大

村純忠を攻め、これを撃破し、その勢いで伊佐早（諫早）の西郷氏を下し島原の神代貴茂も降伏させた。

鎮永は激戦の中、実父の居城筑前怡土郡高祖城へ逃げこんだ。城主原田了栄（隆種）と竜造寺隆信は、そのころ、毛利を通じ親しかつたので了栄のとりなしで鎮永は竜造寺に降伏し、竜造寺の子を養子にすることで、鬼ヶ城に復帰が許され、所領は安堵された。

この戦いを竜造寺の草野攻めと称しているが、竜造寺軍はこの戦いで浜玉町平原座主の古寺殿源寺など貴重な文化財を戦火で焼いた。

この状況を知った日在城の鶴田因幡守勝は兄の危急を救うため、自ら竜造寺陣におもむき和を請い、鍋島信生も無益の殺生を好まず、鶴田の降伏を許し、獅子ヶ城攻防戦は終わつた。
竜造寺隆信、鬼ヶ城の草野鎮永を攻める 鶴田を軍門に下した竜造寺隆信は、天正元年（一五七三）十二月、三瀬城主神代長良に参軍を命じ、自ら五ヶ山越えて草野攻めに向かつた。

戦いは平原峠や七山の各峠で行われたが、猛将の草野鎮永も大軍の竜造寺に抗することができず、天正二年（一五七四）一月には鬼ヶ城の前衛松尾城（大村城）を落とされ、殺到する竜造寺の大軍に鬼ヶ城は陥落した。



天正2年（1574）1月2日の竜造寺と草野の戦いで、古寺殿源寺と草野鎮永が亡父永久のために建てた功岳寺が焼失した。そのときの焼け仏像（浜玉町座主）

を突然攻撃した。

不意討ちを喰らつた鶴田方は竜造寺の獅子ヶ城加番の竜造寺河内守、馬渡主殿助らと共に外に出てこれを迎え討ち激戦となつた。日在城の鶴田因幡守勝も援軍を送つて戦つたが、六月二十八日、越前守前はついに戦死した。

急報を受けた多久の竜造寺長信（隆信の弟）も獅子ヶ城の救援に駆けつけ、各所で激戦を展開、波多鎮は獅子ヶ城の奪取をあきらめて岸岳城に引き揚げた。竜造寺軍は追撃をゆるめず、天川城（巖木町天川）を攻略し岸岳城を取りかこんだ。波多鎮は岸岳城奪取を恐れ、わびをいれて竜造寺に降伏した。また伊万里氏、松浦氏（有田氏）も降伏し、城を明け渡して竜造寺の家臣となつた。

波多鎮と竜造寺隆信にとつては向背定まらぬ波多鎮（三
養女秀の前との婚姻）

河守親ではあるが、上松浦の首領としての存在は無視できなかつた。そのため波多鎮を造成寺の陣営につなぎとめる手段として隆信は養女のお安（安子、のちの秀の前）を鎮に嫁がせることにした。お安の結婚については、数々の伝説があるが、それを立証する資料は乏しい。『松浦拾風土記』には、波多鎮にはお安との結婚話の前に、山本青山城主青山采女正の妹で円子という妻女があつた。明らかでないが、当時の状況から推して天正二年（一五七四）から同五年の間の事と思われるが、竜造寺隆信の使者が突然岸岳城を訪ねて内室逝去の弔問をした。驚いた波多家では内室は健在であることを説明したが、使者は「自分は主

命で参つたものであり、ともかくも弔問を果たすために
は香華料を受け取つてもらいたい」と強固に言ひはつた。

香華料を受け取ることは波多家として内室の死去を認め
ることであり、その処置に困り果てた。香華料を差し出
す竜造寺隆信の腹の内を読み取つた円子は、波多家の立
場を考え、自ら身を引く決心をした。そして、波多家に
ゆかりのある近松寺に隠遁し、ほどなく髪をおろして「心
月尼」と名を変え、青山城の麓に小庵をむすび、波多家
の行末を念しながら一生を終わつた。現在唐津市山本に
ある心月寺は心月尼の草庵の跡とされ、本堂は心月尼の
墓の上に設けられていると記している。

このほか、心月尼の後半生については種々の話があるが、すべて口説であり、青山采女正の妹というのも、采女正に関する資料からすると年が離れすぎた妹のようでもある。

波多鎮の後室として嫁ぐことになつた竜造寺隆信の養女お安は、竜造寺一門の竜造寺豊後守胤栄の長女で、二歳の時父と死別し、母が隆信と再婚したので連れ子として隆信の養女となつた。

成長の後、蓮池城主小田駿河守政光の嫡子小田弾正大弼鎮光に嫁いだ。小田家は元来、少弐の有力部将で、少弐健在の時は竜造寺の上席の部将であつたが、竜造寺の台頭で竜造寺に属するようになつた。鎮光としても、機会があれば竜造寺とのきずなを断ちたい思いは変わらなかつた。



心月尼の墓塔（中央。唐津市山本、心月寺裏山）



鶴田越前守前回向塔（向って左。多久市中村の鶴田家墓地）

隆信が台頭した天文後期、大友宗麟は一度にわたって竜造寺討伐を進めた。その時、小田鎮光はひそかに大友によしみを通じていた。特に元亀元年（一五七〇）の大友の竜造寺攻めの折には、鎮光は蓮池から多久へ転封させられた隆信の処置を恨み、公然と反旗を翻した。しかし、竜造寺が今山合戦で大勝利を得たことで、肥前の大友軍は戦意を失い、結局、大友と竜造寺は和解することとなつたため、鎮光は肥前に身の置き所がなくなり、筑後に逃げ出していた。

竜造寺隆信は、肥前国を退去したと言つても、鎮光をそのまま放置しなかつた。自分の所に帰ってきた鎮光の内室お安に「鎮光の罪はとわないから佐嘉に帰れ」との手紙を書かせて、筑後にいる鎮光に届けさせた。愛する内室の手紙を信用した鎮光は、それをまにうけて佐嘉に出て来た。鎮光が宿舎に入ったのを見届けた隆信は、その夜、鎮光を襲い、一族もろとも暗殺してしまつた。時に元亀二年（一五七二）四月九日だつたという。

夫鎮光が、自分の書いた手紙で暗殺されたことを知つたお安は自殺を考え、また仏門に入ることを念願したが、隆信はゆるさず、お安を政略的に利用する機会をねらつていたようだつた。

波多鎮とお安の結婚に当たつて波多方として竜造寺側と折衝に当たつたのは有浦大和守高であつた。

西肥の諸豪族を制圧した天正五年（一五七七）から天正七年（一五七九）ごろにかけて、竜造寺隆信は竜造寺一門と諸豪族との間に政略結婚を押しすすめて竜造寺陣営の強化を図つていた。

この波多との婚姻推進もその一つであり、波多にこの婚姻に否応を言わせぬ強引さがあつた。この婚姻についてはいつさいを有浦大和守高に一任しながら「この結婚は波多家の安泰を図るためだ。結果が悪ければ不忠になる。竜造寺側としては、この結婚を進めることに変わりはない。つまり、波多鎮によく竜造寺の意向を伝えよ」との強引な内容の手紙を有浦大和守高に与えた。

この手紙を受け取つた有浦大和守は、竜造寺の意向を伝え、波多鎮にお安との結婚を承諾させた。

祝儀に関する竜造寺信周らの手紙がある。

〔『有浦文書』「竜造寺信周書状」〕

〔^{（ハ書）}親まいる御返申給へ 竜安 信周〕

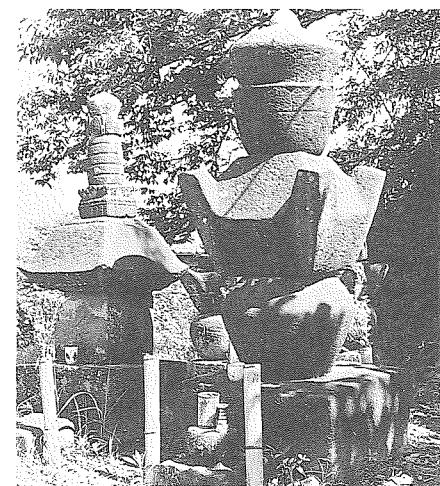
〔返すがえし日限の儀、御存分次第に候。中途の様躰ども、内蔵允方へ入魂申し候。よくよく御納得有るべく

しく相談申し候。よくよく聞召され、ご納得然るべく候。なお、後音（返事）を期し候。恐々謹言。

〔天正十年八月三日 信周（花押）〕

親まいる 御返 申給へ

この文書により波多鎮とお安の結婚は八月十七日であることがわかる。養父隆信の霸道のため、再び嫁入りで波多家の者となつたお安は、一般的には岸岳城では秀の前と呼ばれ、波多家改易の悲劇のヒロインとなるが、彼女は一生非運につきまとわれた戦国の女性であつた。



心月尼の供養塔(右の五輪塔。北波多村稗田)

なお、お安の波多家への嫁入りと同時に竜造寺隆信の孫・政家の二男弥太郎が波多鎮の跡取りとしての養子となつたが、その時期はわからない。

竜造寺隆信、
肥後國に進出

肥前國を制圧した竜造寺隆信は天正六年（一五七八）十一月、島津と大友の日向の争奪戦の間をぬつて筑後に進出し、筑後の大友方の豪族を屈服させ、天正八年、同九年とたびたび出陣して筑後を幕下にすることに成功した。あわせて天正八年には肥後に竜造寺鎮賢（政家）を派遣して肥後衆を降伏させた。その後、隆信は筑前、豊前にまで派兵して諸豪族を軍門に下し、また、肥後では南肥後の八代まで進出するなど、その勢いはすさまじいものがあつた。

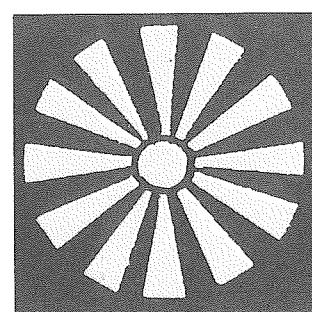
しかし、耳川（宮崎県）の合戦に大友に大勝した島津は南九州を幕下に収めると共に肥後に進出し、竜造寺軍と接触することとなり、天正九年（一五八一）に至り、両勢力は肥後の争奪を繰りひろげることとなつた。

このころ、竜造寺隆信は五州二島の大守と呼ばれるほど勢力を広げたが、竜造寺に屈服したとはいえ、各地の豪族は霸道の隆信に心服するとはかぎらず、次からつぎへと反抗し、竜造寺は、その鎮圧に奔走した。

天正九年（一五八一）の柳川の蒲池鎮竝の謀殺、天正十年（一五八二）の田尻鑑種の反逆、赤星統家の離反など、すべて隆信の霸道によるものとされている。

有浦大和守の嫡子至、天正八年（一五八〇）の竜造寺隆信の肥後出陣について『九州治乱記』には下松浦一族の参軍を記しているが、上松浦の波多鎮については何ら記していない。しかし、『有浦文書』に肥後山鹿で戦死

は次の文書がある。



竜造寺の日足紋

〔『有浦文書』「竜造寺隆信書状」〕

〔包紙ウハ書〕
「有浦太和守 殿 申給へ 龍山

「今度の肥後表の防戦により、孫左衛門尉殿戦死、是非に及ばず候。お歎き校量せしめ候。此の謂申すべしと
して一人申し付け候。恐々謹言。

天正八年（一五八〇）庚辰

八月六日 隆信（花押）

有浦太和守殿

申給へ

〔『有浦文書』「波多鎮（親）書状」〕

「今度、肥後国山鹿に至りて、息、孫左衛門尉戦死、誠に比類なきに候。初中後の御忠貞の首尾、この事に候。
弥、向後において忘却有るべからず候。余りは西光寺演説（事情説明）有るべく候。恐々謹言。

〔黒筆〕
（天正八年庚辰）
〔有浦高〕
八月十日
有太まいる申給へ

この文書により波多鎮も竜造寺の肥後攻めに参軍したことがうかがえる。この手紙は両者とも陣中から留守居をしていた有浦大和守への悼み状であり、その使者として西光寺僧が派遣されている。

西光寺は石田に 文書に次の文書があり、西光寺が上松浦に存在し、対馬宗家と極めて親しかったことがうかがえる。

〔『対馬宗家文書』「諸家引着覚書一 一四」〕

「いまだ申し副へず候といへども、去年岸岳において昌真東堂を以て申させ候處、慮外の逝去是非に及ばず候。然れば其節一入の御心添えられるの由聞き申し候。誠に欣悦の至りに候。照布一端（反）進入せしめ候。併せて御音信を表わすばかりに候。くわしくは彼の者申すべく候。恐々謹言」〔七月日 義稠 西光寺 侍者 横師〕

この文書は永禄年中（一五五八～七〇）、対馬の宗義稠が岸岳城の波多太郎次郎（波多鎮）に、派遣した使僧昌真東堂が海賊に用船を奪われ、そのため岸岳に長期滞在を余儀なくされた事件に対して、申し入れた一連の文書の一つである。

この時、宗家の交渉相手として文書に残る波多側の武将に、名護屋新三郎・波多津伯耆守・隈崎左衛門督・有浦大和守・值賀式部太輔・日高大和守・河副民部左衛門尉・河副中務少輔・日高九郎・名護屋甚助などがおり、これらは波多家の家臣団ともいうべき者であつたろう。



石田公民館に祭る阿弥陀如来像（玄海町石田）

宗氏の使僧の岸岳城において逝去にあたつて尽力した寺として、円通寺、西光寺がある。円通寺は伊万里に現存する寺と思われるが、西光寺の可能性のある寺は現存しない。しかし、玄海町石田公民館にある阿弥陀如来像の胎名に「于時天正十年十一月吉日（外二十数字判読未完）上松浦西郷内石田村西光寺」とあるが、これにより戦国期に西光寺が存在し、この仏像は西光寺の持仏であつたことが明らかになつた。

しかも、西光寺が有浦氏と深いかかわりがあつたことは合点ができるし、石田の近くの有浦下に東光寺があり、その西方に現在三島神社があるが、西光寺僧は恐らく石田の三島神社の社僧であつた可能性もある。

以上の事柄からして西光寺は三島神社の神宮寺であった可能性もあり、有浦孫左衛門の戦死の折と、対馬宗氏の使僧に関する両者の文書に記される西光寺は石田村にあつた西光寺である可能性が高い。

五州二島の太守として九州に霸をとなえた竜造寺隆信であつたが、それは必ずしも安定した竜造寺隆信戦死す

ものでなく、特に肥後・筑後の地武士たちは、機会があれば島津と好みを通じて、竜造寺陣営を抜けようとする情勢であつた。竜造寺の戦いは天正十一年、島原高来深江城攻防戦に始まり、この戦いに島津軍が有馬の助勢として参加し、島津・竜造寺の戦いの様相になつた。

天正十二年（一五八四）三月、島津は島津家久を大将に三千の精銳を島原に派遣し、有馬軍と合流、西肥の竜造寺軍を一気に撃破しようとした。これを知った竜造寺隆信は鍋島信生（直茂）の諫言を受け入れず、勢力圏内の軍

兵を動員して総勢五万七千余で島原征討の軍をおこした。

同年三月二十四日、隆信は有馬、島津討伐の戦いを開始した。戦いは圧倒的量をほこる竜造寺軍の優勢で進展したが、諸国からの寄せ集めであり、いわばおつきあいの出陣。これに対し、有馬、島津は背水の陣をしいての戦いで、両者の戦意には雲泥の差があり、しかも、地の理に暗い竜造寺軍。不利な地勢の中で島津軍に急襲され、本陣が撃破されて、総大将の竜造寺隆信は首を討たれ、総崩れとなり、多くの戦死傷者をだして敗走した。

この戦いに上松酒一旗が出陣したかどうかは詳説がある。岸岳城の波多鎮は有馬は実家であるので参軍の催促はなかつたとも言われるが、相知向家の文書には、向主税介は波多鎮の供をし、傷ついた鎮を助け出し、刀二振を賜わり、名を「ちから」と賜わつたと伝えられている。

鍋島信生、竜造寺
島原における争いで瀬波の大損害を受け、首領
家の実権を握る 隆信を失った竜造寺家は嫡男政家が後を継いだ
が、これまで竜造寺の力の前に仕方なく従つて
いた諸国の豪族は竜造寺を見限り反旗を翻しはじめた。この機をの
がさず島津は肥後国を席巻し、次々と肥後の諸豪を幕下に収め、筑
後への進出を図った。

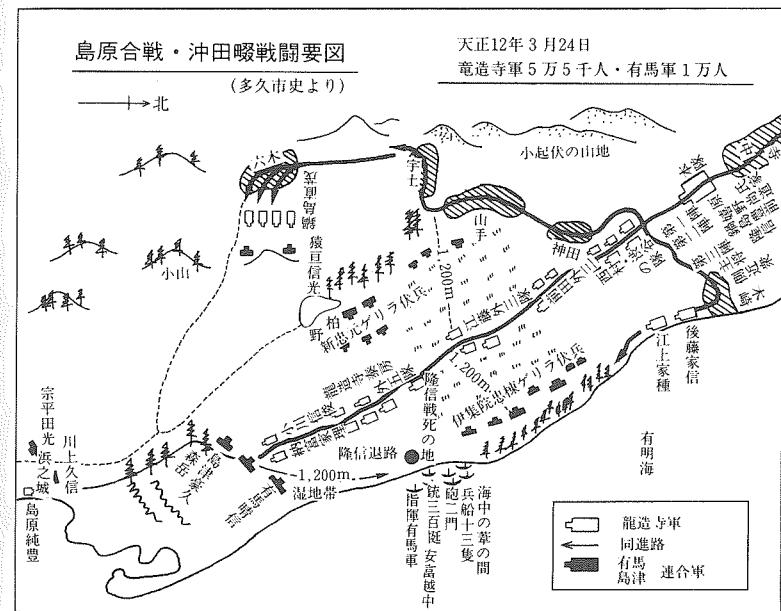
竜造寺は当主政家の後見役として鍋島信生をたて、勢力圏の縮小を覚悟のうえ、当面の敵島津に和解を申し入れた。天正十四年（一五八六）、和議は成立したが、内容は竜造寺側が島津に屈伏したものであつた。

竜造寺の台頭以来、隆信の片腕となつて働いてきた鍋島信生は、田本全体の情勢のとらえ方も的確で、中央における織田信長の活躍に注目し、その武将羽柴秀吉に対し、天正九年（一五八二）には好みを通じ、天正十年、信長が本能寺の変で倒れた直後は、秀吉の勝利に対しても祝賀の使節を送つた。これらの処置が秀吉の島津討伐後の秀吉の九州の仕置きのとき、竜造寺家の安堵を得たゆえんともなり、鍋島はしだいに実権を得ていった。

秀吉の島津討伐 このころ、関白に任せられた秀吉は、天下人として九州の動乱を静めるため、戦闘の停止を大友、竜造寺、島津に下した。島津義久は九州一円の支配を主張して秀吉の命に従わなかつた。これに対し大友宗麟は大坂城に伺候して秀吉に臣従を誓い、竜造寺政家も天正十四年（一五六六）、江上道賢を大坂に上らせ、肥前国支配の安堵状を得ており、さらに使節を派遣して、秀吉の心証を高めることに成功した。こ



竜造寺隆信の墓(向って左。佐賀市、高伝寺)



の竜造寺の秀吉への配慮はすべて鍋島信生の差配によるものだった。

天正十四年（一五八六）、島津は筑後を制圧し、筑前の大友方の諸城の攻撃を開始した。これを知った秀吉は島津討伐を決意し、天正十五年（一五八七）、十万の大軍を押し向けるとともに、同年三月、自ら京都を発して九州に向かった。

この秀吉の意向を知った鍋島信生は上洛して秀吉に会い、共に下向して秀吉の信をうけ、同年四月十一日、筑後高良山に駒を進めた秀吉に竜造寺政家と共に謁し、先陣を乞い許された。

この秀吉の大軍の前には、島津軍も抗するに手なく、同年五月、島津義久は川内において秀吉の軍門に下った。同年六月、博多に引き揚げた秀吉は九州の仕置きをし、博多の町割りをして大坂に帰った。

二 波多親の苦惱

波多親、秀吉陣に 鳥津の力を高く評価していた波多親は、島津と竜造寺の和議の際、伊集院忠棟に対し、神文・遅参し叱責を受く 起請文を書き忠節を誓っていた。この起請文は、竜造寺と島津の関係が決裂した際表面的に破棄されたはずであつたが、心情的には波多親は島津寄りであった。

天正十五年（一五八七）、秀吉は島津討伐にあたり、九州の各部将に参軍を求めた。多くの部将は秀吉が筑前にいるうちに陣営に伺候したが、島津寄りであつた波多親は態度を決めきれず、やつと鍋島信生のすすめで高良山の秀吉の本宮に姿を見せた。秀吉は波多親の遅参を責め、伺候を許さなかつた。これに対し、鍋島信生は「波多は竜造寺の家臣であり、主君の竜造寺が伺候しておるので、波多の伺候は必要か」と、その場をとりなしたので、その後の秀吉の九州仕置きのときに所領安堵、知行八百五十町をあてがわれた。

波多親同様、秀吉の参軍の下知にあいまいな態度を示した筑前怡土郡高祖城主原田信種も高祖城に立てこもつた。

たままだため黒田如水の軍に包囲され、降伏したが、秀吉の仕置きで本貫地は没収され、筑後黒木にわざか三百町所領をあてがわれ、平安以来の名家も没落のうきめを見た。

同様、鬼ヶ城の草野鎮永も原田と共に参軍しなかつたため、所領は没収されて鍋島信生に仕えたという。

三平（鍋島直茂の弟信俊の二男）は名を草野用右衛門と改め鍋島信生に仕えた。九州が静かさを取りもどした天正十六年（一五八八）末、突如として波多鎮に上洛の命令がとどいた。鎮はさきの秀吉の島津討伐の折の不手際のこともあり、また、天正十六年（一五八八）七月、を命ぜられる。

秀吉は海賊禁止令（禁寇令）を出したが、これまで倭寇の根拠地として倭寇の存在を許していたこともあり、波多鎮にとつては、詮議を受けるおそれがあつた。

天正十六年（一五八八）極月、最悪の事態さえ考えて上洛した波多鎮は、信頼できる有浦大和守高や鶴田上総介賢に後事を頼み、また上洛にあたつて秀吉の機嫌をとりもつてもらうため鍋島直茂や小早川隆景にも連絡した。

途上の船中は鎮にとつては苦惱の連続であつた。室津（兵庫県御津町）の港では宣教師バードレに会いキリスト教の話を聞いたり（『ルイス書翰』）、京都に着いてからの毎日も薄氷をふむような恐怖の連続であつたようだ。

京都に着いた波多鎮はさつそく浅野長政に秀吉への取りなしを依頼した。その結果波多鎮の予想と反した良い心情を得たようで、次の書状でそれがわかる。

〔『有浦文書』「波多親書状」〕

〔有浦高（端裏切封ウハ書）〕

なおなお、当家萬／＼安堵之躰までに候／＼。此のよし、おのれのへ御披露有るべく候。伯神出播但（書状を

受け取った場所の略記)よりの書状、取り乱れ候て返事申さず候。

両度の書状披見。其元御精入り候、申すに及ばず候。水夫の事尤もに候。爰元、上様御煩い候て、今朝御対面候。上意忝き事書中に尽しがたく候。早々下向なすべく候間、申すに及ばず候。浅野殿御心得にて候間、何事も心安く罷り居り候。洛中洛外の名所旧跡、当時の見事さ、名人の能の乱舞、万事に下向を忘れるばかりに候。浅野殿御数寄にて候間、毎日乱舞まで候。茶湯、乱舞のさかりと見え候。見せ申したさ。

浅野殿のうたい、洛中の名人のよりも承れる事に候。申したき事なか。留め申し候。謹言

二廿六（天正十六年一月廿六日）一五八八 親（波多親）（花押）

秀吉に対面でき、上機嫌な上意を受けた親は、浅野長政の尽力に心から感謝し、肩の荷の重みがとれたようで、京都見物をしたり、浅野長政に招待されて、能、茶湯の接待をうけたりし、浅野の謠いが名人だとほめもして、近々帰国できると安堵した状況を知らせていく。

このほか、親に対する浅野長政の待遇はみなみならぬものがあった。同年三月五日付の有浦大和守への親の手紙によると、波多家の存続が内々知られ、茶湯に招かれた折は長政自身が門の外まで見送りをしてくれ、刀まで贈っている。親にとつて長政にすがつたことは幸いだつたと言える。そして、この長政のいたれり尽くせりの待遇に対し親は「天下の御威勢は上様（秀吉）の外には彈正（長政）殿と見へ申し候」と長政の豊臣政権における地位の高さに驚いていいるありさまを記している。

同月二十七日、聚楽第に呼ばれた波多親に対し、浅野長政から秀吉の上意が伝えられた。これにより親は諸大夫に任せられ、三河守に敍せられた。しかも豊臣の姓を用いることまで許された。親にとつては思いもかけない秀吉の意向であり、ただただ感激するばかり。その喜びを地元にいる鶴田上総介賢と有浦大和守高に書き送った。

（書状）『有浦文書』「波多親書状、三月三十日付、有浦大和あて」（文面省略）

これで、波多家の存続は確定し、以後、波多親は波多三河守親と名乗ることになり、あわせて豊臣姓を称することもできることとなつた。

波多親は時代によつて名乗りを変えている。幼名藤童丸を永禄年間に、波多太郎次郎と称していたことは『対馬宗家文書』で知ることができ、永禄年間の岸岳城争奪戦のころ、少なくとも永禄十二年（一五六九）に諱を鎮と称している。そして、天正九年（一五六二）には波多下野守鎮と名乗り、天正十四年（一五六六）には波多下野守親と称し、天正十七年（一五八九）三月三十日、三河守に敍せられ、波多三河守親と名乗つた。

秀吉から確実に身分を保証された岸岳城主波多三河守親は帰国後ほどなく、天草の地侍志岐城主兵部入道麟寺の領主小西行長に対する反乱討伐のため出陣を命ぜられた。三河守親は小西勢と共に反乱軍の討伐に従事したが、反乱軍の抵抗は堅く、熊本の加藤清正らの援軍を得て、天正十七年（一五八九）十一月に鎮圧に成功した。

翌天正十八年には秀吉の小田原攻めがあるが、九州勢の出陣はなく、平穏な年となり、上松浦にとつても何ら事件のない年であった。

三 秀吉の朝鮮出兵と松浦

全国統一をはたした秀吉は天正十九年（一五九二）九月十六日、大陸出兵の正式な準備命令を下し

秀吉、名護
屋城を築く

秀吉が大陸出兵の野心を抱いたのはかなり以前だとされているが、天正十四年、日本イエズス会副管区長カブラー、コエリヨら一行が大坂城で拝謁した折、その志を漏らしたと記録されており、このころにはすでにその意志は固まつていたともされている。

また、翌十五年、島津討伐に九州にやつてきた秀吉に対し、鍋島直茂が大陸出兵に際してはその先陣をと望んだため、これを許可したという事実もこれを裏書きしている。

いっぽう、秀吉は天正十五年以来、対馬の宗氏を通じて大陸出兵のための仮道を認めるよう朝鮮と交渉を続けたが、秀吉の思うようには朝鮮は動かず、遂に朝鮮出兵となつた。

こうして朝鮮出兵の基地に上松浦の波多三河守の配下の名護屋越前守経述の居城名護屋が選ばれ、加藤清正、小西行長、黒田長政ら

九州の諸大名によって名護屋城築城が天正十九年（一五九二）十月に開始された。

名護屋が大陸出兵の基地に選ばれた理由については諸説があるが、何よりもまず朝鮮への渡航の最短地に当たつており、多くの軍船が停泊できる港があるためであつたろう。

名護屋への築城が決まる際、地元の波多三河守は地元の蒙る迷惑を考え、大軍が集結、駐留するには適さないと具申したと伝えられているが、ひそかに調査をしていた寺沢志摩守は対馬義智らの意見もきき、最適地と進言したので決定したという。波多三河守の事を聞いた秀吉は心証を害したというが、これがのちに秀吉の不興をかう原因にもなつたようだ。

この名護屋城について、フロイスの『日本史』には次のように述べているが、他国人の比較的客観的な見方として貴重である。

フロイスの名護

屋城築城記録

「彼はこの名護屋の外に、名護屋と対馬の間にある壱岐島と称する島にも別の城を築くように

命じ、さらに第三の城を朝鮮から十八里離れた対馬にも造らせた。これにより、より安全、かつ容易に兵を進めることを期したからである。関白からそれらの築城を命ぜられた司令官たちの仕事は、實に正確に、また異常な努力をもってなされ、六ヶ月、もしくはそれ以内にすべてが完成したほどである。數えきれぬばかりの人達がそこで働いたが、とりわけ主力の集結場となる名護屋では、二つの巨大な城壁が造られ、それらは切斷しない自然石で築かれた。内側の城壁は外側のよりも小さく、百グラサの面積があり、その中に関白の宮殿が造られた。他の外側の城壁は後で造られ……石垣による大きな濠に取り囲まれていた。

短期間にこのような大事業をなし遂げるためには、全諸侯が関白の命により、多くの家屋を造ることを請け負わされ、そのため彼らは自領の城からおのおのの屋敷を移転させるという方法がとられた。……かくてそれらはごく短期間に完成された。

……実は人々はひどくこの征服事業に加わることを嫌惡しており、まるで死に赴くことを保証されているように考えていた。……事実、日本中に不安と慨嘆が充満し、そのためには誰か強力な武将が関白に向かつて叛起するに違いないと感じられていた。……結局、猫の首に最初の鈴を付けることを自ら名乗る鼠は一匹も現れなかつた」と。

名護屋城の主要部分は翌天正二十年（一五九二）二月に完成した。約五ヶ月という短期間の名護屋築城は五ヶ月

築城であるが、黒田如水らの縛割りによる割り普請で左繩城として造られた。

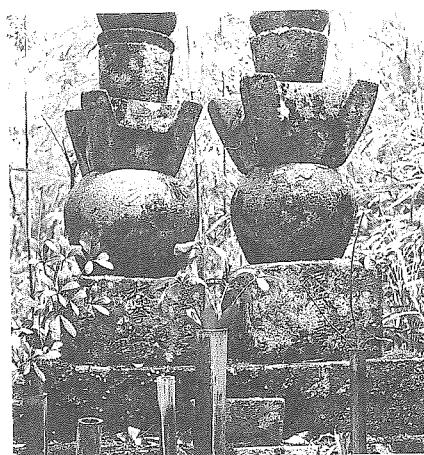
口伝によれば、毎月二万人が動員され、過酷な使役で多くの人が死んだという。

名護屋城の天守閣の有無については論争がかわされてきたが、『有浦文書』小西若狭守書状には、

「猶以て御心を添えられ候わば辱けに存すべく候。はたまた鳥目百疋進入候、以上、未だ申し通さず候といへども啓せしめ候。仍ち名護屋御主殿御作業奉行として拙者罷り越し候。其元においては御用の儀申し上げ候へ



豊臣秀吉画像



徳永九郎左衛門夫婦の墓（右）良譽寿
永居士、（左）教挙妙高大姉、玄海町値賀
川内

肥前国砥川村の石工棟梁で、命により名護屋築城御用を勤め御主殿の石垣を成就させた。城完成後石屋町（当時、名護屋にあった町名）から玄海町値賀川内に石工とともに移り住み、御褒美として「唐津御領分の山並びに屋舗内の石垣軒先三尺外は勝手次第に下しおかれるの支配の御朱印押領」され、以来この石工の権利は唐津藩に引き継がれた。

今、値賀川内に居住する徳永姓の人々は、徳永九郎左衛門の子孫か、石工の流れを受ける者である。（徳永

記録の残っている者をあげておく。

○石工 德永九郎左衛門藤原俊幸

- 一、遊擊曲輪 東西廿六間、南北二十四間
- 一、彈正曲輪 長さ九十五間、横四十五間又は三十間
- 一、水ノ手曲輪 十五間四方、後年に至り水なし
- 一、山里曲輪 東西百八十間、南北五十間、横に廿間四方
- 一、城の廻り十五町、城への入り口五ヶ所、大手門・西ノ門・北ノ門・舟手門・山里通用門也
- 一、三の丸 東西三十四間、南北六十二間、此の外、腰曲輪・小曲輪・合而十一曲輪也

この工事は割り普請で行なわれたが、多くの職人、棟梁が動員され、秀吉から墨付きを授つた者もいる。今、

この文書で御主殿は小西行長に割り当てられていることが確認でき、さらに天守閣は五層七階であつたことは狩野元信の描く「名古屋御旅館」絵図によつて確認でき、屋根瓦には金箔が塗つてあつたことが、朝鮮商人の記録や出土瓦片でも確かめられている。

城の規模について『甫庵大閑記』は以下のように記している。

- 一、本丸 東西五十六間、南北六十一間、総高さ三十二間一尺五寸也。乾の角に天守台あり
- 一、二の丸 東西四十五間、南北五十九間



名護屋城跡大手前



名護屋城図屏風絵（部分）

の由、摂津守（小西行長）申し置かれ候。則ち摂津守の書状進めさせ候。万端頼みたてまつり存じ候。向後切々御意を得べく候間、省略せしめ候。恐惶謹言

（天正十九年）十二月廿七日
（有浦高）大和守殿

参 人々御中

家由緒については産業編)

○瓦工 家永(長)彦三郎

佐賀多布施の瓦焼き師。佐賀で瓦を焼き、瓦をてんぐ取りとして運んだと伝えられる。『陶器辞典』には、肥前名護屋にて土器を作り、秀吉に献上し「土器手際無比類於九州名護屋可為司者也」の朱印状を受けた。のち筑後三潴郡蓮池村に居住して土器を焼いた。

○天守瓦焼き 小川總右衛門

天守閣の瓦を焼いたと伝えられる。

秀吉の軍令 天正十九年(一五九一)三月には朝鮮出兵の動員が発令され、そのための軍役の定めも布告され、全国の諸大名が軍役につくことになった。

「軍役の定」

「一、四国・九州は高壹万石に付いて六百人之事。

一、中国・紀州辺は五百人。

一、五畿内は四百人。

一、江・尾・濃・勢四ヶ国は三百五十人。

一、遠・三・駿・豆辺は三百人、従是東は何れも二百人たるべし。

一、若州より能州に到りて其間三百人。

一、越後出羽辺は貳百人。

右之分來年極月に到りて大坂へ參着さるべく候。出勢の日限重ねて仰せ出さるべく候。其の旨を守り、宿

陣差し合わざる様其の意を得申すべき者也

天正十九年三月十五日 秀吉

出兵用の大船建造も天正十九年(一五九一)正月から全国の諸大名に命ぜられ、水主達も割り当てで動員された。

こうして動員された兵員は天正二十年(文禄元年)(一五九二)正月から名護屋に続々と集結させられた。動員された兵員は約三十万八千。このうち陸海合わせて二十万五千余人が出陣し、約十万三千人が各陣屋に滞在した。軍勢が入りこめば、そこに損害が出る。次の定めは将兵の横暴を予想して地元民への配慮から出されたものであろう。(『松浦拾風土記』)

「定」

一、往還の輩一宿木賃の事。一人一文、馬一疋^{ひき}一文宛^{あて}取りの宿を備へ置く可^べき事。

一、ぬか(糠)、はら(藁)、薪^{さう}(草履)以下一切出さざる事。

一、町人百姓に対し、非分を申し掛ける者は聽かれざるべき事。
右の条々、違背の族^{やか}之れ有れば搦め取り誅罰^{ちゅうばつ}を加えられるべく候。もし見隠^{みかく}し、取り隠すにおいては以後聞召^{きさめ}さるとも、其處にて町人百姓共に成敗を加えられるべく候。

文禄元年正月 日 秀吉朱印

名護屋築城に際して住民の迷惑は大変なもので、屋根瓦の不足のため、松浦地区の寺院の瓦は持
有浦の子女、ち去られ、そのため廃寺となつたものもあつた。相知妙音寺などの口伝にそのことを伝えている。
被害を受ける また、石垣づくりのため民家の石垣の石が運び去られたらしく「軒先一間内の石は取ってはなら

ぬ」との触れが設けられたとも史書は記している。

また、駐留軍の長期滞在で不祥事件も発生した。

〔『有浦文書』「浅野吉治書状」〕

(前文略)

御状拝見申し候。仍て、有浦にて立野（竜野）の侍従（木下勝俊）殿御家中へ女かとわかれし候て罷越し候処に、源藏殿まで理申し越し候得ども、貴殿大かた御聞き分けの由、我等には畏れ存じ候。何様御目に懸り御礼申し入れるべく候。馬場道一・河副四郎左殿何れも御心得なされ候て下されるべく候。…（略）

（天正二十年）十二月晦日 浅野三十郎吉治（花押）

有浦大和守様 御報

これは秀吉の甥木下勝俊の家中の者が有浦で女子をかどわかれした不祥事件に対し、名護屋留守居役を勤めていた浅野長政の重臣が陣営取り締まりの立場から有浦大和守に対して陳謝したものである。かどわかれされた女子是有浦一族に関係した者だったことは明らかで、そのように乱暴な事件も発生していた。

百二カ所以上の陣屋

名護屋に参集した大名は名護屋城周辺に陣屋を構えた。『松浦拾風土記』には百二カ所の陣屋が記されている。県教委の昭和五十一年の調査によると、百二カ所が調査され、そのうち六十五カ所に遺構の存在が確認されている。この陣屋は唐津（淨泰寺前）に名護屋口を設け、一の城戸を佐志の辻（一里塚）に、二の城戸を加倉に、三の城戸を石室（三本松）に置く、陣域の延長約二十キロに及ぶ広大なもので、その規模に匹敵する城構えは他に類をみない。さらにこの陣屋の規模は壇岐、対馬に及び、壇岐・対馬に支城が置かれていたことが記録に残されている。玄海町内には上薄木（日の出）に長谷川秀一（越前東郷城主）、木下

利房（若狭高浜）、薄木に毛利輝元（安芸広島）、京極高次（近江八幡）の陣屋がある。

現在、十五カ所が特別史跡に指定されている。その陣屋は次のとおり。

島津義弘（湯蓋）・上杉景勝（官尺）・九鬼嘉隆（春田）・福島正則（小松）・加藤清正（西大平）・大和中納言秀保（鉢畠）・堀久太郎（善入山）・前田利家（筑前町）・小西行長（中魚見）・徳川家康（竹ノ丸）・黒田長政（猿浦）・長谷川秀一（上薄木）・毛利秀頼（江迎）・加藤嘉明（弁天崎）・木下利房（上薄木）（県教委調べ）

この広大な陣屋の外には関所が設けられていたことを『有浦文書』によつて知ることができる。その関所は相知町町切、伊万里市大河野、唐津に設けられ、唐津関所の所在は不明だが、天正二十年（一五九二）四月には廃止されている。

秀吉、名護屋入城 病のため同年三月二十六日京都を出発した。陸路、淀君、松の丸殿など女房衆三十人を行列に加え、四月十一日安芸広島に着き、同月二十二日博多、同月二十四日筑前深江、同月二十五日名護屋城に到着した。

天正二十年（一五九二）七月二十一日、母大政所の危篤の報で秀吉は急ぎ上洛し同日、母死去、葬儀をすませ、



国の特別史跡・長谷川秀一陣跡（値賀川内日の出）。羽柴藤五郎・羽柴東郷侍従とも呼ばれた。越前東郷十一万石城主。文禄2年晋州城攻撃に参加、同3年2月外地で病死したといわれている。

同年十一月一日再び名護屋城に入つた。そして、明國の和議使節を名護屋城に迎え、翌年の文禄二年（一五九三）八月、秀頼誕生の報を受け再び大坂に帰つた。名護屋城にあること約一年三カ月。

この間、呂宋の総督や安南王に外交文書を出し、通商を要求したり、西洋人宣教師を招き、海外事情を聞くなど国外への働きかけを行なつていた。

いっぽう出陣の将兵は、一番隊小西行長、宋義智ら一万八千七百人、二番隊は加藤清正、鍋島直茂ら二万八百人、三番隊は黒田長政、大友義統ら一万二千人、四番隊は島津義弘ら一万四千人、五番隊は福島正則、蜂須賀家政、長宗我部元親ら二万四千七百人、六番隊は小早川隆景、同秀包ら四万五千七百人、七番隊は宇喜田秀家ら一万七千二百人、八番隊は浅野幸長ら一万五千五百五十人、九番隊は羽柴秀勝、細川忠興ら二万五千五百人と船勢（水軍）九鬼嘉隆、藤堂高虎ら九千四百五十人が隊を組み（『小瀬甫菴太閤記』）、三月十二日には一番隊小西軍が対馬を出航して朝鮮半島に向かつた。

岸岳城主・波多三河守親は鍋島直茂軍の寄騎として出陣した。波多親の軍勢については二千人とも八百人とも言われるが、波多の重臣黒川源八郎の手記によると七百五十騎となつており、所領の大きさ、領民の数などからして大体その程度ではなかつたか。

有浦大和守ら名護屋に駐在す
有浦大和守親は朝鮮へ出陣したが、地元といふこともあつて波多の重臣たちは留守居役として名護屋陣営の将兵の世話をした。『松浦拾風土記』には案内役として有浦大和守高と値賀伊勢守長の二人をあげているが、『有浦文書』にはこの二人のほかに、鶴田太郎右衛門（鶴田前の女婿）、馬場道二（馬場駿河守）、河副四郎左衛門尉（川添監物か）、有浦宗珊瑚（正）、下条惣左衛門らが地元に残つていたことを示している。

地元案内役としての有浦大和守高はじめ波多氏留守居役の仕事は多忙を極めた。

また秀吉は出陣に先立ち九州の諸大名から人質を大坂に送ることを命じていた。

〔『有浦文書』「豊臣秀吉朱印状写」〕

「九州中国の者ども妻子相越し候條其地において宿無しの衆には見合ひの明家相度す尤もに候。然らざれば皆々留守居として請け取りく、宿仕つるべく候。なお、浅野彈正少弼申すべく候也。
正月十九日
（天正二年）

御朱印

松浦讚岐守との」

出陣に際して妻子を大坂に差し出せということは、結局、人質とすることであるが、波多三河守親の場合、内室が事情で大坂に登ることができなかつた。しかし、奉行の催促は極めて厳しかつたようだ。翌文禄二年（一五九三）正月には次の書状が有浦大和守に届いている。

〔『有浦文書』「八嶋増行書状」〕

「一、昨日申し入れし如く、早々御上洛然るべく候。ただし、いまだ御煩い能く候はずば、是非に及ばず候。一、五人の衆（五奉行）より折帯（手紙）遣され候間、之を進め候。ただし三州御女房（波多三河守親内室）衆は、煩い本復次第罷り上るべくの由、申し届けの間、御心安かるべく候。

一、其の地留守の書き立て、早々給わるべく候。

一、先日借用候烏帽子・すわう（素袍）上下、借し給わるべく候。お、く入り候間、有り次第給わるべく候。ただし、よく候はんを十五人前、お越し有るべく候。なお、宗珊瑚より仰せ遣さるべく候。恐々謹言、

八嶋久衛門尉

正月廿二日 増行（花押）

有浦大和守殿 馬場道二老 河副四郎左衛門尉殿 人々御中

波多三河守親内室が天正二十年正月の秀吉の下知（大坂に上ること）を拒否し、翌年正月の再度の下知に対しても、病氣のため大坂に行けなかつたことに対する奉行の指令書である。このようなことが秀吉の心証を害し、波多家改易の一因ともなつたと思われる。

名護屋築城に当たつては資材の世話、大工等職人の手配、名護屋來訪者の接待など、すべてが有浦大和守ら留守役にかかつてゐた。さらに秀吉が名護屋に到着以来、秀吉は政務・軍務以外の趣味によるさまざまな行事を行つてゐる。それらの下働きもすべて有浦大和守らの任務であつた。

『甫庵大閻記』には秀吉の名護屋滯陣中、茶湯・能樂・道化遊び・船遊びなどを行つたと記してゐる。なかでも茶湯は大坂城山里丸にあつた金の茶室を運んできて名護屋城本丸におき、明國使節謝用梓らを招いたのをはじめ、たびたび、この茶室で茶会を催してゐる。さらに天正二十年（一五九二）冬以来秀吉の居住の場所となつた山里丸にも茶室を設け、神屋宗湛らを茶屋開きに招いてゐることが『宗湛日記』に記されている。

秀吉はまた、唐津にも茶屋を設けることを有浦大和守らの留守居役に命じてゐる。

有浦大和守ら唐津茶屋を造る

唐津茶屋は天正十九年（一五九一）十月に建てられ、翌年（一五九二）七月には秀吉が来遊したが、その年五月には唐津茶屋建てなどで、褒美を与えてゐる。それに対する波多側の対応がにふく秀吉の波多三河守に対する心証はさらに悪くなつていつたようだ。この茶屋造作に対する秀吉の右筆山中山城守橋内書状があるが、もちろん秀吉の意向を代弁した書状であり、「秀吉は波多の進物と茶屋造作に対し褒美に居役として東奔西走してゐる。

御馬を下賜してゐる。これほど名誉なことはないのに、波多としては答礼をしない」と書いてあり、そのため秀吉の機嫌を損ねてゐる様子がわかる書状で、これも秀吉の不興をかう原因の一つとなつていただろう。

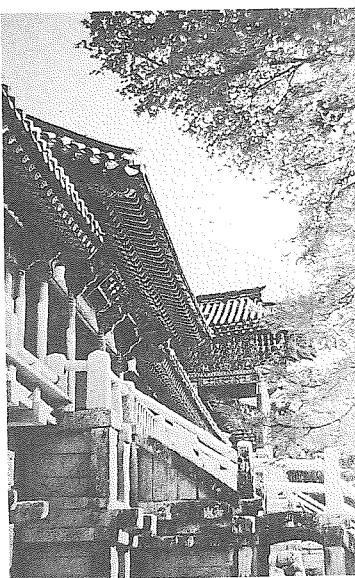
秀吉が名護屋到着直後は茶道具が不足したようで、右筆山中山城守橋内は波多家に対し茶道具の借用を申し出でおり、また、唐津茶屋と同様のものの造作のためか、浅野長政が材料の調達を依頼するなど、有浦大和守は波多の留守居役として東奔西走してゐる。

文禄の役、日着、翌十三日に釜山鎮城を攻め本軍快進撃

落としたのを手はじめに、朝鮮の各地の守備隊を攻め、二番隊の加藤清正・鍋島直茂軍も上陸後、たいした抵抗もうけずに進撃を開始した。

日本軍は二手に分かれて京城日指して進み、五月二日漢江を競つて渡り、南大門から京城に突入占領した。この報は同月十六日、名護屋城の秀吉に知らされた。

日本軍の勢いはその後も続き、北進を続け、小西行長らは六月十五日大同江を渡り平壤城をおとしいれた。また加藤清正らは咸鏡道の咸興に至り、朝鮮の王子がのがれて北境にあるとき、さらに北上し、七月二十三日、寧城に進み、二王子臨海君、順和君を捕えた。



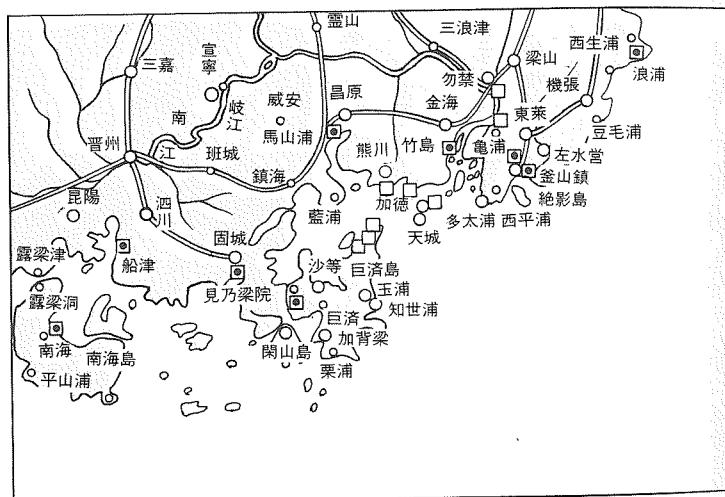
文禄の役（韓国では壬辰倭乱といふ）で加藤清正軍に焼かれた仏国寺（韓国慶州市）

京に派遣されたが、明国は日本の朝鮮出兵を詰問するなど交渉は長引いた。

この間、朝鮮・明国は日本軍の南朝鮮撤退を求めたが、日本軍は城を構えて居すわり、このとき駐留日本軍は南鮮の晋州城を、力攻に力攻をもつて陥落させ、守備兵を全滅させることがあつた。

四 波多氏の没落

鍋島直茂の幕下として出陣を命じられた波多三河守親は朝鮮上陸以来、鍋島直茂軍と行動を共にせず、南鮮の熊川ヌンチャヨンに居座つてい



晋州、熊川付近の図（日本の戦史『朝鮮の役』より）

同年六月二十八日、秀吉は使節に対し七カ条の条件を出

文禄二年（一五九三）四月、日本軍は京城を撤退し、朝鮮半島の南半を占領して和議交渉に入り、同年五月、明使謝用梓、徐一貫らは名護屋に来て秀吉に会つた。秀吉はこの使節を厚くもてなした。『甫庵大閣記』には黄金の茶室で茶の接待をしたこと、名護屋湾内に船を浮かべ船遊びをしたことなどが記されている。

平壌で小西軍を撃破した李如松軍は南下し京城奪還を目指した。同年一月二十六日、日本軍は京城の手前、開城付近の碧蹄館（ベッヂュエン）で李如松軍を撃破した。この時小早川隆景、立花統虎（宗茂）の雄戦奮闘ぶりは戦史に残る猛将振りとして知られている。

土民奇襲隊の襲撃を受け後退、文禄二年（一五九三）正月に京城に撤退した。

これに対し朝鮮は明に援軍を頼み、明の祖承訓軍は義州イジウをへて南下し、七月十六日平壤の日本軍と戦いを交え、両軍は対立のまま、休戦状態に入り、明国は沈惟敬を遣わし、和議交渉に入った。しかし、その間、明国は李如松を派遣し、文禄二年（一五九三）正月五日、四万の大軍を以つて平壤の小西行長軍を包囲、破れた小西軍は命からがら京城まで敗走し、戦況は、この戦いを境に逆転した。



南大门（ソウルにあり、韓国国宝第一号）。さまざまな歴史をきざむ。

た。そのことは名護屋にいた秀吉も、少なくとも文禄二年（一五九三）二月末日までは認めていたことが次の文書でわかる。

〔『有浦文書』「豊臣秀吉朱印状案」〕

〔端書〕
「此の方へ到来は三月廿八日

鶴一、白鳥一、到来候。悦び思召候。高麗在陣の儀油断あるべからず候。なお、山中橋内申すべく也。

〔文禄二年〕晦日 御朱印

波多三河守とのへ

戦地の波多親が鶴と白鳥を名護屋の秀吉に届けたのに対する秀吉の返書である。秀吉は大喜びで、波多親を激励さえしている。しかも、この手紙は右筆の山中橋内が渡鮮の折渡されたもので、波多親が朝鮮のどこにいたかは秀吉にはわかつてはいたはず。従つて、この時期波多親は軍令に反していなかつたことになる。ところが波多親は所領を召し上げられた。

同年五月一日の付の秀吉の鍋島直茂への朱印状では、「波多三河守は虚病を構え金海の船付き場にいて戦いに参加しなかつた。これは前代未聞の臆病である。よつて処刑すべきだが命だけは助けておく。知行は召し上げて、身柄は黒田長政に預けておく」との連絡をしている。

文禄二年（一五九三）の日本軍の士気はとみに衰え、ひそかに本国へ逃げ帰る者が続出していた。明国使節が名護屋に到着した文禄二年五月ごろには名護屋在陣中からも逃亡者が出る始末であった。

文禄二年（一五九三）当初、秀吉は石田三成らの奉行を戦地に派遣して戦線の建て直しを図つたが、戦地における将兵の士気の低下に驚いた石田三成ら軍監奉行らは、士気の振興を図るため、最も適當な犠牲者として波多親を選んだ可能性が極めて高い。

波多親は臆病者であるとして処分されたが、『松浦拾風土記』の波多の家臣の黒川源八郎「手記写」には次のように記している。

「三河守様大将となり、松浦党七百五十騎にて高麗に出陣し、文禄二癸巳年（文禄元年の誤認か）十二月二十五日、朝鮮順天山に攻め入り、同二十九日まで相戦ひ、敵の大勢と數度の手合せに、味方三百余騎に打ちなされ山寺に相籠り、敵二万騎程にて囲まれ、味方僅かにて防ぎ難く、鉄砲を以て相放つべしと下知によつて、大將分十二人討ち取りし故、敵敗軍、明正月下旬やうやく釜山海に出て候。名護屋より年始のため、諸大名銘々黄金、馬代さし越され、皆々拝受の処、波多氏遅く釜山海へ出でられ候故、太刀、馬代名護屋へ持ち帰り候。大勢討たれ、其働きの次第言上すべき時なき間、文禄三甲午年二月九日御勘氣を蒙り、松平家康へ御預け候。三河守即時入道大翁了徹と改名す。文禄三甲午五月 黒川源八郎」

この記録によれば波多親は臆病どころか勇猛果敢な活躍ぶりで、むしろ勳功に値するものといえる。

ここにある、順天山の戦いについて文禄の役には該当する記録もなく虚構であるという史家もある。しかし、順天山は晋州の近くに存在し、晋州城攻防戦の一角。晋州城は日本軍は赤国と称し、日本の補給基地、熊川・釜山近くに位置している。日本軍にとつては李舜臣の水軍とともに補給路をおびやかす癌であつた。



日本の水軍をさんざん悩ました朝鮮水軍の提督・李舜臣の肖像画。韓国忠清南道の顯忠祠に奉安されている。

そのため和議進行中の文禄二年（一五九三）六月、十万の大軍をもつて力攻して攻め落としている。

従つて、晋州城攻撃は記録に残る一度だけでなく、それ以外にも行われたことはありうることで、その一つが波多三河守親の順天山の奮戦であるとも考えられる。

波多親は秀吉からどう扱われていたか。

波多三河守、所領没収される
有浦大和守らの知らせで、自分が置かれている立場を知った波多親は秀吉のいわれのない処置に憤慨しながらも、次の手紙（要約箇所だけ掲出）を文禄二年二月五日付で有浦大和守らに送っている。（『有浦文書』）

「一、弥太親子（波多親内室秀の前と養子弥太郎）大坂に上ること尤に候、口能（あつせん・取りもつこと）に及ばず候。」
「一、讒言の辻（結果のこと）案中に候。然れども此方の儀は、さのみ氣遣いには及ばず候。證状彼れ是れ之ある儀に候間、天罰を蒙らず、是非の差別、沙汰に及ばずの儀に候へば、千万々愚意に任すべき事、十のもの十五までに候。」

「一、当弓箭の行により、身上の儀はさらに寛えなきに候。日本國中の人並なり。頼む所は御神慮天道ばかりに候。然れども、此の節の進退、破却（領地没収のこと）の儀、少しも悔なきに候。第一は惣家の届、第二には弥太母子遠（遠）の式に我等爰（いもと）にて打ち果て候へば、彼の進退、先に相残る事に候。幸千万に候。さてまた、此の如く申し候とて、ただ爰にて死にたきにあらず候間、何とぞ成る限りは相歎（なげ）き候て存命すべく候間、これまた、愚知（痴）にはあるまじく候へば、気づかい入りまじく候。」

有浦大和守高の手紙で、波多三河守は秀吉の怒りを知り、所領が没収されたことをはつきりと知った。それに

対する返事の手紙だったが、『鍋島文書』によれば文禄二年（一五九三）の五月、波多の所領は公領とされた。また寺沢志摩守正成（広高）が預かっている波多親の処分について、フロイスの『日本史』には「波多殿は朝鮮に渡ると、病氣であると偽って熊浦（熊川）から先へは進まなかつた。彼はそのため三人の武将から告訴され、彼らは朝鮮からこの件を閑白に報告した。波多に与えていた封禄と領地を没収するため、なんらかの口実を見出し、小細工を弄しようとしたが、この訴えを耳にして満悦し、ただちに彼を追放処分に付し、わずか八名の家来を伴わせて、身柄を甲斐守（黒田長政）に預け、一方波多の領地からあがる収益を寺沢に与えた」と記している。秀吉にも面接し、秀吉の意図を知っていたフロイスの目に、秀吉の波多親の処分は最初から予定されていたものと映っていた。

このころ、臆病者とそしられて処分されたのに大友義統（おおともよしどう）、島津又太郎（忠辰）がいるが、いずれも上級指揮官と不和であつたことは興味が深い。

有浦大和守・值賀伊勢守ら知行安堵
(一五九三) 五月以降、地元松浦においては波多の所領について微妙な動きがあつた。

『有浦文書』の文禄二年（一五九三）七月二十九日付、秀吉の右筆山中橋内の有浦大和守高らに対し、秀吉は知行宛（あん）の朱印状を与えていた。
知行を受けたのは有浦大和守高のほか、値賀伊勢守、有浦宗堯（正・大和守の弟）、鶴田太郎右衛門らであつた。どのくらいの知行であったかは明らかでないが、大体現状維持であつたようである。なお、有浦高・正兄弟が秀吉から受けた知行は、後世の子孫が記録した「覚え」では、有浦上村六百石、有浦下村四百石、諸浦村三百石、

波多三河守の流刑 称し徳川家康預りとなつた。京阪地区にとどめおかれ、どこに遠島されるか、定まらず心痛したようであり、この間、波多親や家臣たちは縁故を頼り、減刑運動を行なつてゐる。その頼み先は秀吉の右筆役の山中山城守長俊であり、また川添四郎左衛尉の御入魂である桂宮に対しても波多親の減刑の運動をするよう

一、其の身の事、黒田甲斐守の所へ預け置き候条、其の意を得べき者なり。堪忍分領の義は追つて仰せ出さるべき候事。

処分の定まつた波多三河守親は松浦に上陸することを許されず、直ちに得度して大翁了徹と

一、先年、九州へ出馬せしむの刻、波多の事、改易に及ぶべきの処、立ち置き、下され候にと、鍋島手を束ね面を柔げ詫言申すに付て、本知分安堵せしめ畢んぬ。其の上遠国の儀不便に思召し、京都の普請並びに関東陣をも御免成らせられ候らいき。左様の事をも存じ出づの義、傍若無人、是非に及ばすの事。

一、此の頃へ之ある諸勢引き取り候みぎり、途中へ罷り出、其の品を補い（うぱい）、其の輩に准ぜんと欲する由、殊に以て、猛惡の義諸人への見ごらしめに、機もの（はりつけ刑）にも掛けさせられ候らはんずれども、死罪をば免許せしめ候。勿論知行分は召し上げられ、家財等は下し置かれ候事。

一、名護屋は波多領地の処、今度旅館に取り立て居城せしめ候間、別して左様の気遣いをも仕り、先手へ罷り越すべきの処、却つて船着を使り、若しやの時節を相待つの由、其の聞え隠れなき候事。

一、此の頃へ之ある諸勢引き取り候みぎり、途中へ罷り出、其の品を補い（うぱい）、其の輩に准ぜんと欲する由、殊に以て、猛惡の義諸人への見ごらしめに、機もの（はりつけ刑）にも掛けさせられ候らはんずれども、死罪をば免許せしめ候。勿論知行分は召し上げられ、家財等は下し置かれ候事。

波多三河守親に対する罪状申し下しは文禄三年（一五九四）五月二日付の秀吉の朝鮮在陣衆への下し文にて知ることができる、その概要は次のとおりである。（『甫庵太閣記』・『鍋島文書』）

一、波多三河守のこと、鍋島加賀守与力に仰せ付けられる上は同前に出勢せしむべき処、臆病を構え熊川口船着きに隠れ居り候事、怯者といひ、無所存といひ、旁以て其の罪甚だ深く候事。

一、名護屋は波多領地の処、今度旅館に取り立て居城せしめ候間、別して左様の気遣いをも仕り、先手へ罷り越すべきの処、却つて船着を使り、若しやの時節を相待つの由、其の聞え隠れなき候事。

一、此の頃へ之ある諸勢引き取り候みぎり、途中へ罷り出、其の品を補い（うぱい）、其の輩に准ぜんと欲する由、殊に以て、猛惡の義諸人への見ごらしめに、機もの（はりつけ刑）にも掛けさせられ候らはんずれども、死罪をば免許せしめ候。勿論知行分は召し上げられ、家財等は下し置かれ候事。

一、先年、九州へ出馬せしむの刻、波多の事、改易に及ぶべきの処、立ち置き、下され候にと、鍋島手を束ね面を柔げ詫言申すに付て、本知分安堵せしめ畢んぬ。其の上遠国の儀不便に思召し、京都の普請並びに関東陣をも御免成らせられ候らいき。左様の事をも存じ出づの義、傍若無人、是非に及ばすの事。

一、其の身の事、黒田甲斐守の所へ預け置き候条、其の意を得べき者なり。堪忍分領の義は追つて仰せ出さるべき候事。

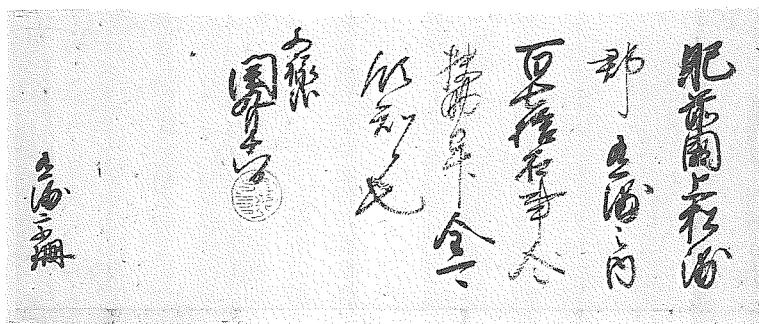
有浦新田二百石余、長倉村二百石となつてゐるので波多親時代より若干狭められた所領だったといえる。当時、有浦新田は出来ていなかが、子孫の記録にはそのようにある。

この朱印状をもらつたことで、有浦大和守、值賀伊勢守らは秀吉の直參となつことになる。したがつて人質として妻子を大坂に上らせていた。

主君である波多親が戦場で誤解がもとで改易させられたのに対し、地元に残つた留守居役たちが所領を安堵されたことは驚きである。有浦氏らは極めて裕福で、秀吉はじめ側近に対し貴重な物品を贈り、よく世話をして彼等の心証を良くしたことなどが大きく評価されたのであろう。

波多三河守の処分の内容

明らかではない。しかし、波多三河守親の罪状が決定した文禄三年（一五九四）五月までの間であろうと思われる。有浦氏らが秀吉から実際に知行宛行の朱印状をもらつたのは文禄二年（一五九三）九月なので、その時の可能性も強い。



[秀吉朱印状]
肥前国上松浦／郡有浦之内／百七拾石事令／扶助异全可／領知候也／文禄式
(1593)／閏九月十八日壬寅／有浦宗珊

に鶴田賢に頼んでもいる。

結局、波多親が心配した北国への遠島は変更され、佐竹氏預りとなり、佐竹の領地常陸の筑波山のふもとへ遠島となつた。波多親が遠島になつた筑波山のふもとがどこかは現在も明らかでないが、波多親と同じころ改易となり、遠島に処せられた大友義統(宗厳)が二度目の遠島に処せられた所が常陸の穴戸であるので、同一場所であった可能性も強い。

波多親は筑波山のふもとで幽閉生活を送つたが、流人としては、比較的条件のよい三百二十石の知行と三十人扶持を佐竹氏から受けていた。しかし、病弱の身であるためか、三十人扶持だけもればよいか京都近くに移してもらいたいと、使僧良雲を上洛させ山中山城守長俊に運動しているさまを西川八右衛門に知られている。西川八右衛門(秀吉の側近)は、鶴田賢一族の仕官についても骨折りをしていることが鶴田文書から察せられるので、上松浦一族とは深いかかわりあいをもつていた人物でもあった。

大友義統、波多三 河守と配所で会う 波多親のその後についてはいろいろ口伝があるが、次の文書で大友義統(宗嚴)と会つたことが明らかである。

大友義統は文禄三年(一五九四)毛利輝元預かりとなり広島に幽閉されたが、一年ほどたつて波多親と同様、佐竹氏預かりとなり、秀吉の死後許されて京都に隠居した。関ヶ原合戦の折、旧領回復を志し、西軍の旗印をあげて豊後国で挙兵した。しかし、黒田如水らに破られ、再び捕われの身となり佐竹氏のもとで幽閉され、慶長九年死去した。

したがつて、波多親が義統と配所先で会える機会は二回ある。第一回は慶長元年から慶長三年の間、第二回目は慶長六年である。次の文書が第一回目か、第二回かは確定できないが、第一回目であれば、親は慶長六年まで

生存したことになり、親の配所を抜け出し、松浦地方で御家再興を企てた話しさは假空のものとなる。

〔『有浦文書』「大友宗嚴(義統)書状」〕

「□□□誠に感入り候。下向の刻は見廻りと存じて候て暫く待ち候へども其の儀なき候事□□曲なき存じ候。
しかれども申すまでになき候。御進退恙なきよう御才覚第一の儀に候。爰元の事は誠に旧里を離れ、東の終りの儀に候へば、なかなか沙汰の限り□存じ候々。

幸便の条染筆候。去々年は存じ寄らずの御音書、過分至極に候、不慮の□□に付いて、当國(常陸)へ下向せしめ候。結句(結局)了徹(波多親)同所へ罷り居り候事、如何なる縁候かと存する計り候。爰元いさきかも替

る儀なく候。恐々謹言 宗嚴(大友義統)〔花押〕〔二月十三日〕□□□□□

爰元は消滅して不明だが、有浦大和守の可能性が強い。この手紙以後、波多親の生存を確かめる史料はない。波多三河守親の改易によつて、平安末期以来、特異の組織と行動律をもつて続いてきた上松浦一族は終わりを告げることになった。

波多氏を滅ぼしたのは秀吉であつたが、鎌倉・室町時代を通じて勢力を伸ばした武士も、時代の変遷とともに次第に姿、形を変え、小名は大名へと統合され、各地に大々名が出現し、さらに、それらの大々名が家臣団を結成して、天下の霸権を争う戦国時代に入つていった。

その中で、松浦党だけが中世の武家形態を保ちながら戦国時代を経てきたところに、時代にそぐわない波多氏の滅亡につながるものがあつたといえよう。

波多氏滅亡に 波多氏の滅亡はあまりにも哀れであり、それに同情する後世の人々は、波多氏の滅亡にあきらめまつわる伝承 きれない思いを持ち、多くの物語、伝説をつくり上げ、あたかも史実であるかのように語り伝え

られてきた。その物語、伝承をすべて史実と信ずる人も多い。その一部を紹介しよう。

波多三河守遠島、波多氏改易を知った家臣団は岸岳城に集まり大衆議をして、秀吉の理不尽な処置に怒り、かなわぬとも秀吉に一太刀浴びせて松浦武士の意地を示そうという者もあつたが、そんな行為は幽閉されている主君三河守に累を及ぼすことになるという慎重論が勝ち、家臣一同は各地に退散していった。

しかし、家臣の中にはあきらめきれず、新城主になつた寺沢氏に反抗するものもあり、その追及をうけ、山里深く逃れ住む者、追いつめられて斬り殺される者、恨みをのんで腹を切る者もあつたといふ。その中でも、波多氏の菩提寺瑞巖寺で四十七名が腹を切り、肥前町入野京ヶ峯では、馬渡島出身者三十数名が馬渡島を望みながら割腹した。また、朝鮮から帰還した武士たちの中にも秀吉の処置に怒り、波戸岬に上陸すると同時に自刃してはてたものもあつたと伝えられている。

これらの人々の墓が松浦の各地に「岸岳末孫の墓」として存在し、人々は、恨みをのんで死んだので扱いが粗略ではたりがあると、この墓碑を今日でも丁重に扱っている。玄海町にも岸岳末孫の墓とも伝えられるものがあちこちに残つている。

この「末孫の墓」にまつわる波多家家臣の悲壮な事件が本当にあつたかどうか。

文禄三年（一五九四）は上松浦には秀吉軍が充满して、わずかな



波多三河守の家臣たちが集団殉死した所と伝える通称経宗様の墓碑群が樹林の中に並ぶ（肥前町鶴牧・京ヶ峯）

波多の家臣たちが反抗できる状態ではなかつた。鎮西町赤木の『洞済寺文書』によれば、波多親は居住地を岸岳城から唐津に移していた可能性もあるので、伝説のように文禄三年ごろ、秀吉軍に対抗することは考えられない。しかし、この物語に近い事件が慶長五年（一六〇〇）に唐津で発生していたことが『松浦家世伝』に載つている。

〔『松浦家世伝』卷の二「十五 法印公伝」四〕

「公（鎮信）藩に帰える。広高（寺沢）神祖（徳川家康）に従いて、いまだ帰らざるに寇（内乱）有る。まさにその邑唐津を襲わんとす。留守援けを乞う。公、よりて自ら兵を率いて至る。寇（賊）これをきき、懼れて潰ゆ。既に広高以て吉田雪荷兼手親なる弓、銘「末志奈」を公に贈りて之を謝す。」

これは慶長五年（一六〇〇）の閑ヶ原合戦に寺沢藩の主力の東軍参加の留守をねらつて、唐津領内で反乱がおき、その鎮圧に平戸の松浦鎮信自ら出陣したことを物語つている。

反乱は鎮圧され、関係者は、厳しく追及された。追いつめられた反乱一味は各所に逃れ、また自刃したと思われる。つまり、岸岳末孫の墓にまつわる話は、この平戸松浦鎮信出陣の話と関係がありそう。

天下人豊臣秀吉も病気には勝てず、慶長の役の最中に慶長三年（一五九八）八月十八日伏見城波多家再興の伝説

で死去した。これを知つた波多家の旧臣たちはお家再興の時機至れりとひそかに会合を開き、何はともあれ主君三河守を配所から連れ帰ることを決めた。その使者に選ばれたのが飯田彦四郎、古里長門守の二人であった。二人は途中苦労を重ね、やつとの思いで常陸筑波山山ろくにたどりつき、ひそかに三河守に会うことができた。二人は後難をさけるため、三河守は病死したと届けを出し、三河守を松浦の地に連れもどすこと成功した。

しかし、三河守が隠れて帰つたうわさは広まり、寺沢志摩守の探索の手は厳しかつた、そのため三河守は最初

秀の前は秀吉の性行を聞き知り、「夫の出征中は城を守るのは妻の務めであり城を離れるわけにはゆかない」と、この招きを断つた。秀吉は再三、招いても秀の前が応じないので、最後は「天下人の命を拒むのは大罪人だ」と怒ったので、ついに秀の前は覚悟を決めて名護屋城に伺候した。

秀の前の聞きしにまさる美女ぶりに秀吉は下心を動かし、謁見がすんでも秀の前を帰そつとはしなかつた。予

の隠れ家大浦播磨の手から御厨の御厨四郎治郎の地に忍んでいた。寺沢志摩守の探索の手はさらに厳しくなり、松浦党一族で寺沢に仕えていた鶴田太郎右衛門などにも探索を命ぜるほどになつた。

そうなれば身内同士にくみ合いとなり、旧臣たち同士の仲間割れの恐れもあるので、一同は伊万里大法寺に集まり、決起を決めることとした。三河守もその会合に出席するため御厨をひそかに抜け出たが、途中急病となり御厨に引き返していつた。

決起は延期と決め、三河守の回復を待つたが、病は重くなり、ついに死去した。三河守の遺骸はひそかに志佐に葬られたが、世をばかりわざかな墓印をたてただけだという。法名を前三州太守大翁了徹大居士という。

三河守の墓碑と伝えられるものが松浦の各所にある。恐らく三河守にゆかりの人々が設けた遥拝塔であろう。主なもの次のとおり。

○北波多村瑞巖寺三河守位牌

法名 清好院殿前三州太守大翁了徹大居士

没年 文禄三甲午三月初九日

近くの丘に三河守墓塔と伝えるものがある。

○肥前町入野 波多三河守墓碑

銘文 相当国祥忌施主各々供養

前三州太守大翁了徹大居士

是慶長二年丁酉霜月吉日施主敬白

○唐津市屋形石長興寺 三河守墓塔

○長崎県鷹島 神社裏 三河守墓碑

秀の前伝説

波多三河守親の後室となつた秀の前は、三河守の養子弥太郎と共に、文禄の役に際して人質として大坂に上つたとの史料はあるが、当地方ではこの時の秀の前については次の物語が伝えられている。

秀吉は名護屋城に来てからは九州の諸大名の奥方、娘を招き、みめよい女を寵愛していた。秀の前が肥前国一の美女であるとの評判を知つた秀吉は下心をもつて秀の前を名護屋城に招いた。

しかし、秀の前は秀吉の性行を聞き知り、「夫の出征中は城を守るのは妻の務めであり城を離れるわけにはゆかない」と、この招きを断つた。秀吉は再三、招いても秀の前が応じないので、最後は「天下人の命を拒むのは大

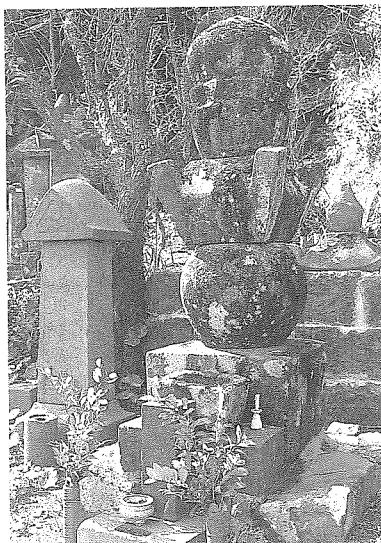


波多三河守の墓碑（肥前町入野神社境内）



波多三河守親の供養墓（北波多村瑞岩寺山）

秀吉は名護屋に出発を天正二十年（文禄元年）一五九二三月一日と定めていたが、流行眼病にかかり、治療のため同月二十六日まで出発をのばしている。また、名護屋に伴つた側室松の丸殿も眼病にかかり京都に帰国後、眼病治療のため有馬温泉に滞在した記録がある。



広沢局の墓碑（鎮西町名護屋広沢寺）。左は同局供養の一石一石塔

そのうち、秀吉はなくなったので、広沢局は秀吉の菩提を弔うため髪を下し尼となり、山里丸を藩主寺沢志摩守から賜わって寺とした。これが現在の広沢寺である。なお、広沢局は滝の観音の靈験を一生信じ、遺言に「墓は滝の観音の方向に向けるよう」としたので、墓は東方を向けて建てられているという。

広沢局の眼病とかかわりある話として、秀吉は名護屋に出発を天正二十年（文禄元年）一五九二三月一日と定めていたが、流行眼病にかかり、治療のため同月二十六日まで出発をのばしている。また、名護屋に伴つた側室松の丸殿も眼病にかかり京都に帰国後、眼病治療のため有馬温泉に滞在した記録がある。

経述は三河守の軍に加わり朝鮮に出陣し、戦傷を受け、名護屋城に帰り着いて死去した。嘆き悲しんだ妻も経述の跡を追うように死去したと『広沢寺文書』には記してある。

経述にはお広という妹がいた。いかなる事情か、お広を見染めた秀吉はお広を城に招き、広沢局として深く愛した。そのうちお広は眼病をやみ、七山村滝川の観音が眼病に靈験あらたかであると聞き、秀吉の許しを得て、滝の観音に二十一日のおこもりをした。すると、たちどころに眼病がなおつたので、滝の観音の分霊を自宅に勧請したという。

そのうち、秀吉はなくなつたので、広沢局は秀吉の菩提を弔うため髪を下し尼となり、山里丸を藩主寺沢志摩守から賜わって寺とした。これが現在の広沢寺である。なお、広沢局は滝の観音の靈験を一生信じ、遺言に「墓は滝の観音の方向に向けるよう」としたので、墓は東方を向けて建てられているといふ。

この秀吉の怒りは戦地の三河守にも及び、三河守は臆病者として遠島され、波多の所領は没収され、寺沢志摩守に与えられた。波多家改易のため、秀の前は養子弥太郎を連れて佐賀にもどり、名を妙安とかえ、小さな庵を結んで一生を終わったといふ。

また、別の記録には養子孫三郎（弥太郎）と共に佐賀に帰つたが、ほどなく孫三郎は病死したので嘆き悲しみ、頼る子に先立たれた思いがつのり、三十二歳で自害したと伝えられている。

実際には秀の前は仏門に帰依し、名を妙安尼と改め、寛永元年（一六二一四）七月晦日七十九歳の高齢で死去している。墓は妙安寺にあつたが、現在は高伝寺の墓地の一角に移されている。従つて、秀の前が秀吉に会つたとすれば、四十八歳の姥桜（うばざくら）であり、いかに好色の秀吉とて執着したかどうか疑問である。

秀吉が築いた名護屋城は、元来は上松浦一族の名護屋越前守経述の居城で、垣添山といい、また勝男岳城ともいっていた。



波多三河守親の室秀の前の墓（佐賀市高伝寺）。政略のために波多三河守親に嫁し、やがて秀吉によって所領没収、三河守は筑波山に遠島にされるなど、前半生は戦国時代悲劇の女性であった。

朝鮮出兵終る

文禄五年（一五九六）九月二日、講和交渉の決裂で、秀吉は再征の令を発し、日本軍は再び朝鮮に渡つていった。この再出兵にあたつて日本軍に幸いしたのは、制海権を握っていた李瞬臣が失脚していたので、日本軍は朝鮮水軍を押さえて再上陸に成功し、南朝鮮の南岸一帯に築城することができた。

しかし、その年の暮れから李瞬臣が復活、日本水軍を破つて制海権を奪い、日本軍は進撃どころか、各城にろう城し、飢えと寒さ、それに立ち直つた朝鮮軍と明軍の攻撃にさらされるありさまであった。

この間、秀吉は醍醐の花見など華麗な催しをして表面的には華やかであったが、迫りくる老いの影と後継者秀頼の行く末を思い、加えてはかばかしくない朝鮮の戦況に、心身ともに天下人としての姿は衰えて行き、度々おきる疾病のために慶長三年八月十八日、伏見城で病死した。六十二歳であった。『つゆとおち、つゆときえにしづがみかな、なにわの事もゆめの又ゆめ』と辞世の歌を残した。

なお、慶長元年（一五九六）十二月、急にキリスト教禁止を布告した秀吉は二十四人の信者らを捕らえ、処刑のため陸路長崎に護送した。この人々は博多から唐津を経て、翌年二月、長崎ではり付けの刑にされた。途上二人が加えられ、有名な二十六聖人となつた。

秀吉の遺言で朝鮮出兵は引き揚げとなり、日本軍は逐次引き揚げをはじめたが、それを知つた朝鮮、明連合軍は追い討ちをかけてきた。撤兵は容易でなく、日本軍は相当な損害を出した。

この戦いを日本史では慶長の役と呼んでいる。日本軍は防戦一方であつたが、加藤清正らの蔚山城の戦い、島津義弘の泗川城の戦いなどは、日本軍の雄猛さを示した戦いとして戦史に残した。

天正二十年（一五九二）に始まる秀吉の朝鮮出兵も慶長三年（一五九八）十一月、島津義弘の無事撤兵で終結を見たが、この七カ年は直接的には何も得るところのない戦争であり、日本国内や朝鮮国に残した損害は多大なもの

のであつた。

フロイスは文禄の役に出兵した日本軍を十五万余人とし、そのうち日本に帰らない者およそ三分の一と記している。さらに『鍋島文書』には文禄の役の悲惨さについて記し、無事帰国したのはわずか三分の一にすぎないとしている。いかに過酷な出兵であったかがわかる。「一将功成つて万骨枯る」とは、まさしくこの文禄・慶長の役を指しているといつてよい。果してその一将も、功成つたと言えようか。

五 玄海町の松浦党の人々

永禄年間（一五六八～七〇）に始まる上松浦一族の首領岸岳城主波多氏の内訌で歴史上に姿を現す有浦氏は有浦郷（現玄海町有浦）を本拠地とする松浦一族であつた。

南北朝期、上松浦一族の首領株として活躍した佐志氏は佐志、祝の戦死により、分派の波多下野守広、武親子の所領争いに敗れ、主導権を奪われ、勢力を弱め、南北朝時代の終結と共に完全に波多下野守の風下に置かれるようになつたと推量される。

南北朝時代は終わつても九州では少弐氏と九州探題の主導権争いが続き、松浦一族もその渦中で血生臭い戦いに明け暮れる日々を続けていた。わけても、応永五年（一三九八）の小城郡彦島河原の合戦は少弐側として参軍した上、下松浦一族は二百数十人に達する戦死者を出し、一族の主だった者は戦死し、その後、波多下野守泰が出現するまで、国内史から上松浦一族の姿は消えていた。

有浦一族は南北朝期に上松浦一族の首領として活躍した佐志、披、祝の流れをくむ者であるが、南北朝後期、女地頭千代寿女は遠い同系の波多下野守武一派と所領争いをした。結局、波多・佐志両郷の地頭職は探題から安堵されたが、現存する資料から推測すると、その後、所領は実力で下野守武一派に奪取された可能

性が強い。

有浦氏が再び史上に姿をみせるのは有浦四郎左衛門尉馭からである。有浦氏についての『有浦文書』の松浦有浦系図は次頁のように示している。

この系図では戦国末期の上松浦一族中、岸岳城波多氏、有浦氏、呼子氏は南北朝末期の波多祝家の末流とされている。しかし、文明四年（一四七二）、壱岐を急襲した波多下野守泰は『海東諸国記』などからして岸岳城主であることは明らかであるのに記載されておらず、必ずしも正確なものとは言い難い。応永年間から波多壱岐守盛死去に至るまで、ほぼ百五十年経過しているが、継承がわずか四～五世代となっているのも不自然である。したがって、この系図は南北朝期以降戦国末期までは裏付け資料のない限り信じ難いとみてよい。

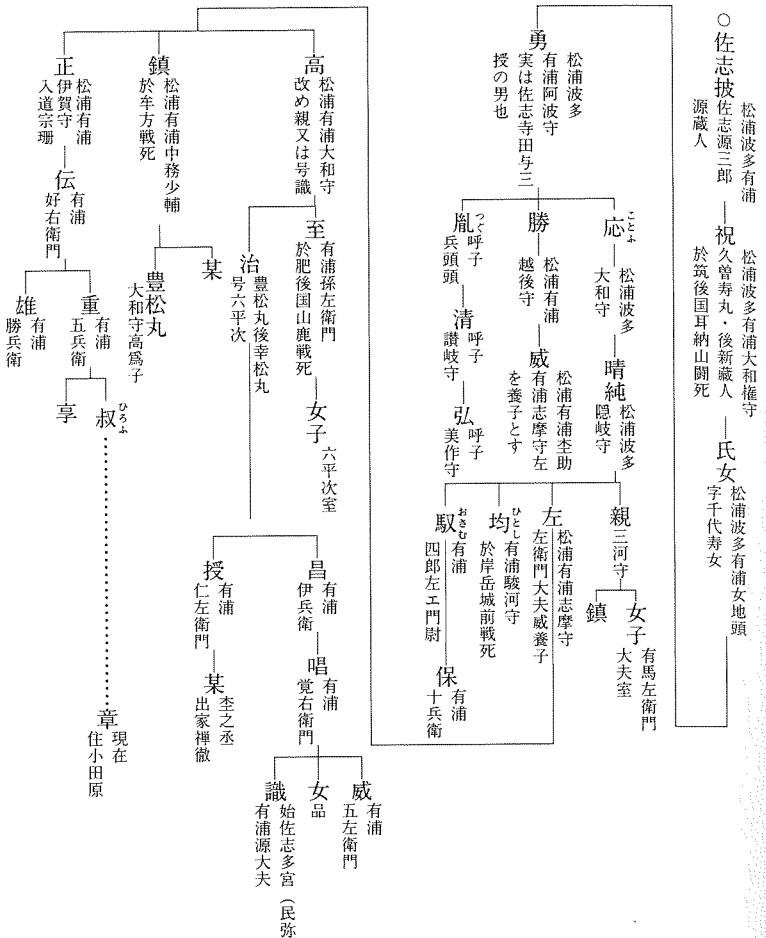
しかし、波多氏の継承にかかる内紛以降は裏付け資料もあり、後世作成された史実と併用することで、ほぼ正確だと考えてもよい。

系図には南北朝期の女地頭波多有浦千代寿女の跡は分家の佐志寺田の勇が養嗣子として継承しているが、佐志有浦氏に関連のある資料として『有浦文書』に出現する有浦左衛門大夫威との間はわずかに二代しか系図に載せておらず、この間数代の継承が明らかでないので、南北朝期の佐志有浦氏と戦国末期の有浦氏が直系の血脈関係であるかどうかは明らかでない。

後期有浦氏（戦国期有浦氏を指す）が史料に現れるのは『有浦文書』では、大永六年（一五六六）の有浦威の養嗣子有浦藤九郎左への宛行状からである。しかし後期有浦氏に関しては波多泰の寺田、有浦氏への書状があり、有浦氏として、室町時代を通じ継承して存続していたことは明らかである。

さらに、『有浦文書』の内容を検討すると大半の資料は佐志本家が保管しており、後期有浦氏は女地頭波多佐志

〔有浦系図〕



有浦千代寿の直系の後継者、つまり波多、佐志両家の本家を継承する家筋であると推定できる。

一説には岸岳城主波多親（波多三河守親ではない）の子とするものもあるが、恐らく有浦系図に示す有浦左の有浦本家継承を指すものといえる。

有浦威は大友宗麟が北部九州一円に勢力を張っているころ、上松浦一族の旗頭として、筑前、筑後に於ける大友軍の援軍として戦っていたことを示す文書がある。

左の弟均は岸岳城前に於いて戦死したとされている。均の弟の活躍が永禄年間に於けると直ちに始まっているので、均がいかなる戦いで死んだかは明らかでない。

有浦馭、波 多紛收拾 有浦馭が史上に登場するのは岸岳城主波多盛が急死し、波多家の相続に關して内訂のあつた時からである。日高、鶴田両氏との抗争で追われ、鬼ヶ城の草野氏の保護下で隠忍の日を送っていた波多

家の養嗣子藤童丸とその養母（波多盛の内室）を岸岳城主として帰還させるため、鶴田、日高両氏と交渉し、両氏に影響力を持つ平戸松浦氏、鬼ヶ城草野氏の話し合いを進め、最後に竜造寺隆信の力を借りて波多藤童丸を岸岳城主にすえたのが有浦馭であつた。馭は外交手腕にも富み、宗氏と波多氏との関係も改善した。

有浦大和守は波 有浦大和守高は以後波多鎮（親）の最も信頼できる重臣として波多家の大黒柱的存在として、波

多親の大黒柱 多親をめぐる周辺の諸豪族との交渉に当たつていた。

特に有浦・竜造寺の関係は密接であつた。大友宗麟が竜造寺討伐を目指して肥前に侵入してきたとき、大友に呼応する肥前衆の動きを抑えるため、竜造寺の出した書状に、そのことがうかがえる。

〔『有浦文書』「竜造隆信書状」〕

「有太（有浦大和守高）まいる 竜山 隆信

豊州衆（大友宗麟軍）出張に就き、此方（竜造寺方）の存分（考え方）は書状を以て^{（波多頃）}鎮に至り細碎（くわしく）申しこれ候。万端御油断有るべからず候。只、鎮御宅所専一に候。恐々謹言。

卯月廿六日 隆信（花押）

有太まいる。

申し候へ。

竜造寺隆信は波多鎮に待機を命ずるとともに信頼する有浦大和守に念を押して、鎮が命令にそむかぬよう指示をしていた。いかに隆信が有浦大和守を信頼していたかがわかる。

この竜造寺全盛時代、有浦大和守はもっぱら波多家の後方取りまとめに従事して、戦場には出ていないが、一族は各戦場で戦つていた。

弟鎮（中務少輔）は牟方で戦死し、嫡子の至（孫左衛門）は竜造寺の肥後攻めの折戦死した。嫡子を失った有浦大和守は孫女に鎮の子豊松丸（六平次・治）を迎えて跡取りとした。



有浦大和守夫妻の墓碑（玄海町有浦上、梅ヶ迫）

秀吉、有浦大
の地元案内役として波多家の重臣たちが駐在したが、その和守を信頼

筆頭は有浦大和守高であった。

高は波多家の地元責任者として多忙な業務を遂行した。名護屋城築城の資材の手配、秀吉滞在中の接待、秀吉側近への歓待など、天正十五年（一五八七）の失敗（秀吉の島津征伐の折の波多親のこと）を繰り返さないために、秀吉の歓心を買うため最大の努力をした。唐津茶屋造り、茶道具そろえ、黒砂糖など南蛮渡来品の献上など、記録に残るものでも数多い。

しかし、波多家に対する秀吉の扱いは冷酷で、文禄二年（一五九三）には波多氏の所領を没収し、翌文禄三年（一五九四）には波多親に軍律違反と臆病者の汚名を着せて遠島に処し、波多家の改易をも命じた。

この波多家处分の中にあって、名護屋城案内役として地元に残っていた有浦大和守、值賀伊勢守、有浦宗珊、鶴田太郎右衛門らに対しては旧知行とほぼ同様の知行宛行状を出し、波多旧領を受けた寺沢志摩守の与力として用いている。

文禄二年（一五九三）から始まつた日本と明国の和議交渉は文禄五年（一五九六）明国正使楊万亭の捧げた国書に「爾をして日本国王に封ずる」など秀吉の怒りを買う文字があつたことで決裂し、秀吉は再び朝鮮出兵を諸大

名に命じた。

有浦大和守親子など一族も壱岐勝本城守を命じられ、渡海して任務をはたした。

また有浦一族は、寺沢志摩守が唐津城主となるとともに与力の身分で家臣となつたが、いつそうなつたかは明らかでない。

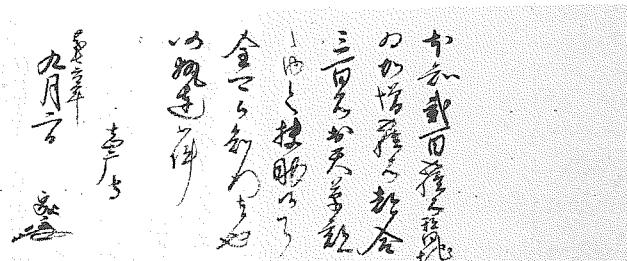
波多親が遠島されたことで、波多親との主従関係はなくなつたが、有浦大和守は、流配後の波多親の処遇がよくなるよう、秀吉側近に対し運動を続けていたことも交わされた書簡などから推察できる。

有浦一族領地　　るが、その朱印状には具体的な土地は記入されておらず、波多の所領を没収して、それを管理している寺沢志摩守から、土地を受けることになつた。

没収して公領となつた旧波多領は石田三成らによつて検地が行われ、その検地が済み次第、朱印状相当知行が与えられることとなつた。

波多氏時代、有浦一族の所領地は旧有浦村一円であつたと推定される。そうすれば、慶長検地にもとづく古高では、有浦上村、有浦下村、長倉村、轟木村、諸浦村、牟形村を合わせて、千七百十三石余である。が、子孫の覚え書では、秀吉の朱印状による知行地には轟木村、牟形村が抜けているので、慶長検地で計り出しが行われたものと思われる。新田村と大串新田は当時まだ存在しなかつた。

しかし、有浦一族の地行地も寺沢志摩守が関ヶ原合戦の勳功として天草郡四万石を家康から加増された折には変更され、有浦大和守高の後継者有浦六平治は天草において知行高半分の三百石をあてがわれ、さらに元和元年（一六一五）には残りの知行地も井手野村へ転地させられて、本貫地有浦の地を離れた。また分家有浦宗珊も石原



〔志摩守知行状〕
本知武百五拾石替地/為加增五拾石都合/三百石於天草郡/之内令扶助候了/
全可被知行者也/仍執達如件/志摩守/慶長六年九月二日/正成(花押)/有浦
六平次殿

村、枝去木村、打上村などへ知行地替えをさせられ、有浦の地を離れている。

有浦大和守は寺沢志摩守と親しい間柄であったので一族の者は寺沢家に仕えたが、また一族の者でも知行をえられたなかつた者は平戸松浦家に仕えたり、また他家に仕えても思ひしくなかつた者は、本貫地に帰郷した者もあつた。

値賀氏

値賀郷は南北朝時代、佐志家の分家佐志寺田の所領地であつたことは疑いない。戦国後期に入り永禄年間（一五五八～）、『対馬宗家文書』、『有浦文書』に値賀式部太輔が上松浦一族の一員として姿を見せるが、式部太輔が佐志寺田氏と結びつくかどうかは明らかでない。また、『有浦文書』の値賀弥七郎と式部太輔（大夫）とは同一人物と思われる。

戦国末期、天正年間に入ると値賀伊勢守長が姿を見せる。伊勢守長については玄海町中通に墓碑がある。地元では「オタッチョ様」と呼ばれている。この墓碑は文化十年（一八一三）、値賀長の子孫で唐津藩主水野氏の家臣値賀七左衛門安倍詠が建立したもの。墓誌銘には、波多三河守親の第二子としているが、その確証はない。また、口伝では「岸岳城主波多盛の内室の真芳（新芳）は伊勢守の娘であり姉妹の一人は鬼ヶ城主草野鎮永の内室である」と伝えていたが、伊勢守の娘であるとは両者の生存時代を考えた時あり得ない。むしろ、兄妹であれば、時代的には妥当性がありそう。

値賀長、知行安堵

文禄の役に際しては、名護屋陣営に対する地元波多家からの案内役の一員として、有浦大和守らと共に秀吉及び側近の接遇に働き、波多親改易の際には有浦氏らと共に秀吉から知行宛の朱印状を得ている。秀吉からもらつた知行地は旧知行地と思われるが、その具体的方法は有浦一族と同様であつたと考えられる。

『値賀史』によれば一子吉右衛門は朝鮮の役で戦死、二男二女があつたが、次男七兵衛は伊勢守に先立つて死去したので孫左衛門を養子として家督を繼がせた。

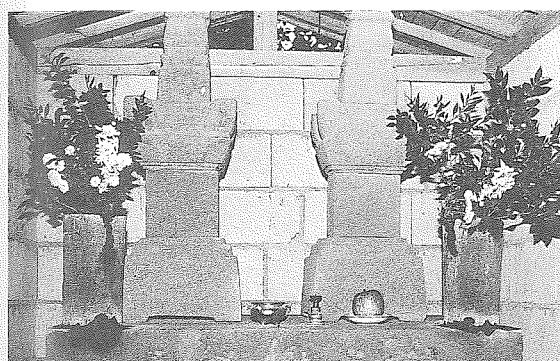
伊勢守が秀吉からの知行宛の朱印状は値賀郷五百二十石であつた。値賀郷は慶長検地では今村（外津浦を含む）、普恩寺村（向島を含む）、平尾村、濱野浦村、大蘭村、石田村、仮屋村、値賀川内村、小加倉村を合わせて千九百六石余であるので、波多時代の旧領に比べて四分の一ほどの知行地となつてゐる。なお、伊勢守は慶長二十年（一六一五）五月十八日没し、法名前勢州大守秀岩宗椿大居士、開基の普恩寺にまつられてゐる。

値賀氏の子孫

寺沢氏が天草を加増された際、値賀氏も天草の地に新地八十石を加増され都合六百石となつた。これにより、孫左衛門は知行のうち四百石を受け、残りの二百石は義弟七左衛門に与えた。元和九年（一六二三）十一月七日孫左衛門は天草で死去し、天草郡栖本村淨土宗円性寺に葬られ、峻嶽院蒼齋繁山自栄居士^{おくりな}と謫されている。



値賀孫左衛門追遠之碑(天草郡大矢野町)



オタッチョさま。値賀伊勢守夫妻の墓碑（玄海町中通）

日高八郎

この感状は足利尊氏方の九州探題一色道猷が、尊氏が南朝方についたため、南朝方菊池氏と合流しようと筑後国に向かつた時、直義方の少弐頼尚、足利冬直軍に襲撃されて大敗した探題軍に参陣していたことを示している。

この戦いには上松浦一族の波多源藏人披らが探題方として参陣しているので、日高八郎も上松浦一族として参陣したものであろう。さらに『鎮西要略』には、嘉吉二年（一四四二）夏、大内教弘が少弐与党討伐のため筑前に侵入した時、対馬の宗氏、壱州の日高氏が身命をかけて戦つたとの記事がある（前掲）。この内容からして南北朝期の壱岐は佐志一族が支配していた所で、日高氏も佐志氏の分脈か、郎党であつたと思われる。

その後、日高氏が史上に姿を現すのは日高駿河守威からである。威は唐津市佐志南にある佐志氏の菩提寺であった光孝寺本堂再建の棟札に「千尋天文二年（一五三三）癸巳十一月吉日 当役 日高駿河守源威」と認められる人物で、光孝寺再建の当役として働いている。当時は波多下野守興の時代で、その代理として寺再建を指揮していることから波多家では重要な地位にあつたようだ。

波多氏内紛に姿を見せる日高大和守資は唐津市浦に残る日高城を築城、また玄海町有浦下に支城として高江城を築いたとも言われ、有浦下にある東光寺は日高氏の菩提寺とされている。岸岳城主波多盛の死去による跡継ぎの選定の折には、重臣側を代表して後室側と争い、それがもとで後室側に毒殺されたと伝えられている。

日高喜、壱岐を占拠する 資の後は日高甲斐守喜がつぐが、後室が藤童丸を盛の後継者としてたてたことを不服とし、永禄七年（一五六四）岸岳城の藤童丸を追放し、実質上の城主となつた。しかし永禄十二年（一五六九）波多鎮（藤童丸）に奪還され、壱岐に逃れ、波多の代官を殺し、平戸の松浦鎮信の幕下となり、壱岐を

平戸領とした。その後、甲斐守は平戸松浦氏の重臣となり、文禄の役には松浦鎮信軍中に従軍し、平壌（ピョンヤン）の戦いで

戦死した。その後子孫及び一族は松浦家と縁戚を結び、平戸藩の重臣として繼承されてきた。

上場に残る日高氏の遺跡 唐津市中里には日高甲斐守喜の墓碑がある。『松浦記集成』は「日高甲斐守墓 中里村にあり」と記している。鎮西町赤木宿にも「日高甲斐守墓」と刻字した墓碑がある。また、

日高氏に関しては、唐津神社古記録にも「永禄十一（一五六八）戊辰九月二十六日 日高甲斐守喜 右棟札當社務畑津右衛門太夫」と記す。

また、有浦下村の東光寺に関しては次に記すが、東光寺そのものを赤木村から日高の一族が隠棲した有浦に移したとすれば、有浦氏と日高氏の間には極めて深い関係があつたことを物語っている。

日高甲斐守の長子日高大隈守源重任の屋敷跡と伝える 「ダッヂヨ屋敷」というのが入野にある。また重任夫妻の墓所も入野にあり、墓碑銘「日高大隈守天正十三年（一五六八）乙酉年 心斐源禪定門」と記されている。

以上、日高氏にかかわりある遺跡、記録がすべて上場



日高甲斐守の墓（文禄三甲午年[1594]十一月四日卒、小川卯右エ門立之の銘あり。唐津市中里にある）



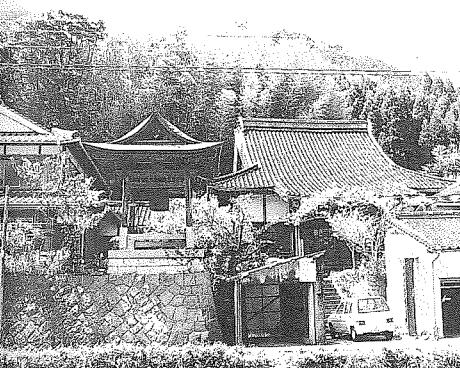
日高甲斐守の墓（鎮西町赤木）

地帯に限られてることは、中世上場を支配した佐志氏一族と何らかの関係があつたと思われる。特に中里村に日高甲斐守墓碑があることは、中里村と日高氏の間に特別の関係がなければ、袂を分かつた波多の地に、日高的墓碑を設けることは考えられない。墓碑は一族か、旧家臣によつて設けられたものであろう。

南北朝期初期は、赤木、塩鶴、中里一帯は佐志の分家が支配し、南北朝後期は斑島氏の分脈が支配していたので、この両者の系脈が戦国期まで続いていたとすれば、日高氏は、この二者のいずれかと深い関係があり、それがさらに壱岐の日高氏と結び付いたとも考えられる。

しかも、壱岐、上場の諸氏がすべて佐志氏の分脈として結び付いていれば、有浦氏が佐志氏の本家すじの家柄であることで、日高氏が隠棲の地として有浦を選ぶことは十分ありうると思われる。つまり、日高氏は佐志氏の分脈の可能性が高いともいえる。

なお日高氏は有浦に居住し、支族の墓碑が東光寺の墓地に数多く存在している。祖宗入道宗任の墓と伝えられるものもあるが銘文は風化して読み難い。また、天正（一五七三）ごろ有浦住として日高下総守盛、日高左京治、日高左源次藤原方位などが知られている。また、文政三年（一八二〇）の『大小庄屋由緒書上帳』には、日高大隅守嫡子日高入道宗任は有浦下村に居住、それより三代目の日高喜左門が有浦下村庄屋を命ぜられたと述べている。



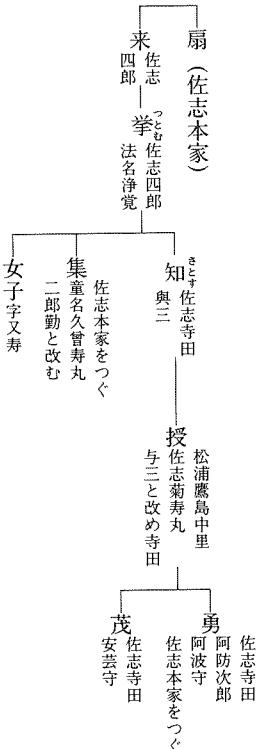
東光寺（玄海町有浦下）

日高氏と東光寺

宗任本治が有浦に隠れ住み、屋敷の一隅に、祈念仏としていた薬師如来を本尊として、一字を建てたのに始まるとされ、天正二十年（一五九二）仲外正寅大和尚が、退廃した赤木の東光寺の寺号を移したものと伝えている。本尊薬師如来は身丈八十九寸の寄木造り漆箔像で藤原期の作。大正二年八月二十日、国宝に指定され、現在は国指定の重要な文化財である。（第五節第五項参照）

寺田氏は『有浦文書』の「松浦有浦系譜」によれば佐志氏の分脈で、佐志寺田與二知が父佐志四郎法名淨覚から值賀郷の地頭職を譲られて、寺田を称した。系譜は次の通り。

[寺田系図]

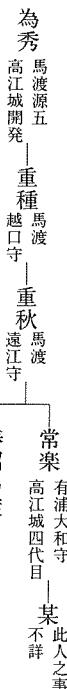


七郎左衛門の遺子惣右衛門は有浦上村に居住していたが、寺沢志摩守に見出されて惣庄屋職を命ぜられた。文政二年（一八二〇）の『大小庄屋由緒書上帳』の中では、有浦上村の馬渡茂三太は次のように申し立てている。

祖先は波多三河守の家臣馬渡源吾道広で、道広は佐賀領河古（川古）村で戦死し、その墓は同所の秀巣寺にあり、戒名は茂秀巣俊明居士。その子が高江城主有浦大和であり、その弟久助といつて有浦上村に引きこもり、百姓となつた。そして、有浦上村に久助を祖とする者が六軒ある——と。

しかし、馬渡氏と有浦氏を結びつける一級史料というべきものは確かめられていない。『有浦組古事』に

「高江城 有浦上村に高江城に有り 馬渡為秀開発、略系左に記す。」



とある。しかし、京都在住の馬渡重明氏作成の馬渡氏系譜には、天文十二年（一五四三）、渋江家再興を願い塙崎城主後藤純明と戦い、戸坂峠で戦死した馬渡俊明の遺児重有が波多家に身を寄せ、やがて波多家の武将として

なお、『松浦古事記』等にも波多氏の家臣として、
馬渡又七郎菅原信品 德居村 百石
馬渡源太藤原久森 德居村 百石
と記し、波多氏改易の時の「追腹之諸士辞世並法名の事」にも
とあるが、それを確証するものはない。

このほか、佐賀藩に仕えた馬渡家の文書には、

馬渡俊明が戸坂峠に戦死後、その子俊信らは竜造寺に仕え武名をあげたと伝えていた。

一般に肯定できる事情で存在するかは一般的に肯定できる史料はないが、由緒書では江戸前期から継承された旧家であり、波多家とも関係あることを示している。

なお、明治に入り有浦在住の馬渡姓の人々は、先祖がえりとして渡辺姓となつてている。



馬渡遠江守重有公の墓碑（玄海町有浦上、梅ヶ迫）

前頁の系譜は南北朝期のもの。この系譜と戦国時代の寺田氏とを結びつける史料はないが、文政三年（一八二〇）の『大小庄屋由緒書上帳』の有浦上村寺田惣兵衛の申し出によると「有浦大和守高の家老に寺田七郎左衛門なる者がいたが、波多家落去の時有浦大和守は自殺し、七郎左衛門は殉死を遂げた。大和守と七郎左衛門の墓は有浦上村の内小高野にある」とある。

「城は東西九十二間、南北四十七間、絶頂迄百二十八間、筑前恵土郡吉井岳は卯方に当り、佐賀領西ノ嶽は午方に当り、平戸領安満岳は西方に当る。馬渡為秀開発」とある。

頂上（標高約一四一尺）の平地は約四百坪にすぎないが、力石から城への峰伝いを山頂にたどると峰を断ち切る幅一間、深さ五尺ほどの掘割りの存在を確かめることができる。今は土砂で埋まつて浅くなっているが、昔は十尺（約三・五尺）程の深さだつたと推測される掘割りの端には、石積みで崩れを止めている様が認められ、これが中世の城柵であつたことを証明している。

有浦郷は南北朝から戦国期にかけて有浦氏の本貫地であつたことは史料が示すが、有浦氏が高江城に拠つたという確実な資料はない。しかし、中世の城柵は最悪の場合籠城（ろうじょう）の場所として設けられたもので、平時は城柵の周辺に居住していた。高江城の場合も、その名残りとして周辺に、それを物語る地名が残っている。松尾軍屋・館小園・代官屋敷・館迫などが城に関係ある地名といえる。

なお高江城については次のよな伝説がある。

波多家没落に伴つて高江城の有浦大和守も自刃したが、その時家重代の金の茶釜を城中の土深く埋めた。有浦大和守の奥方は白椿（しらつば）が

好きで城中にたくさん植えられ、早春ともなれば春の先がけとして見事な花を咲かせ、ふくよかな香りを城一帯に漂わせていた。

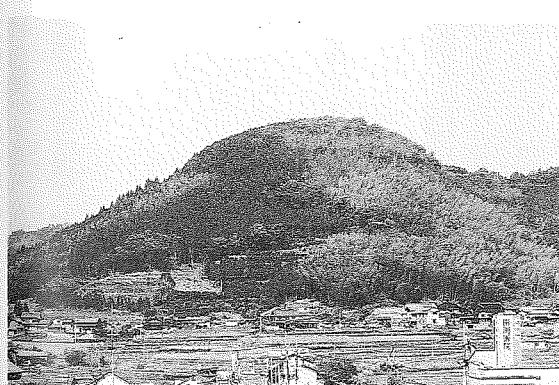
高江城が廃城になると椿は次第になくなり、残つた椿の木も花を咲かせることはほとんどなくなつた。そのうち誰言うとなく、雪の降る大晦日（おそがき）の晩だけ、一本の椿の枝にただ一輪の白椿が花をつけ、どこからともなく妙なる管弦（かんげん）の音が聞こえてくると、つまる雪の一ヵ所があやしく黄金色に光り輝いてきた。それは、その下に黄金の茶釜が埋められていることを示している。人が近づくと、いつとはなしに音楽は途だえ、光は消えてしまつた。今でも黄金の茶釜を探し当たたものはない。

有浦地区には高江城のほか、湯野木山古城（大字有浦上字畠迫）佐志披ゆかりと伝う）、岩崎古城（大字長倉字岩崎^ハ諸浦強ゆかりと伝う）、牟方城（大字牟形）などがあつた。

第五節 中世の松浦地方の文化と産業

第一項 海外文化の門戸・松浦地方

大陸との交流の玄関口に当たる松浦地方は、大陸文化が最初に渡来した地区であることは、古代の埋蔵文化財の豊富さからでもうなずける。しかし中世に入ると、大陸文化は当地区を通り抜けて直接中央に伝達される傾向



中世の山城・高江城（玄海町有浦上・有浦下）

が強くなり、当時の資料も少ない。

松浦舟

松浦地方が玄界灘に面し、大陸渡航の拠点であつたため、独特の航海術が発達したことは万葉集の中に、しばしば『松浦舟』が登場することでも知ることができる。松浦舟がどのようなものであつたかは明らかでないが、流れの速い水門^{みと}を乗り切り、荒波に耐える船足の速いものだつたとは推測できる。また『続日本紀』には、大宰府は玄界灘を乗り切る舟として新羅船^{しんらふね}を入手し、これを建造したと記している。この新羅船と松浦舟とは類似していたものと推測でき、この船が中世の倭寇^{わこく}の八幡船^{はんぱんねん}の原型であるうとされている。さらに『入唐五家伝』の「頭陀親王入唐略記」によれば、親王は肥前国柏島^{かじま}において通事張友信に新船を造らせて、貞觀四年(八六二)入唐されている。このことは柏島が唐商人の日本での重要な拠点となつていて、ここで東支那海を渡る大型船の造船が行われていたことを示している。

これらの技術は、中世の松浦党の武士たちが、自由に渡海できる船入手できる素地をもつていたことを意味し、慶長年間(一五九六)、福岡藩主黒田長政が船大工の派遣を唐津藩主寺沢志摩守に依頼していたことでも、この地方で優秀な船が造られていたことがわかる。

鎌倉期(一一九一)に入つてからも、大陸の宋の商船は交易に姿を現し、松浦地方の沿岸は彼らの中継基地としてもにぎわいを示していた。臨濟宗を日本にもたらした榮西は、宋の高楊三綱の船で建久二年(一一九二)七月平戸葦の浦に帰着し、同地富春庵に日本最初の茶畠と座禅石を残したことは前述した。

長崎県北松浦郡田平町の峯披の居城・里城跡からは大量の宋代青磁片^{あずき}が出土しており、松浦市白浜の楼海田遺跡からは平安時代以降鎌倉期にかけての掘つ立て小屋式住居・倉庫跡が認められ、宋代の青磁片が出土した。唐

津市梨川内の南北朝期の遺跡からも宋、明時代の青磁片が出土、また的土^{あぢ}大島の的土湾や佐世保市相浦の武辺城跡などからも大量の宋代陶磁器片が出土した。このことから大陸のすぐれた文化的器具が松浦党の武士たちの手にもわたり使用されていたことがわかる。

また、大陸の商船の渡来を見た日本人は相手の交易を見ているだけではなく、積極的に大陸に出向いて交易を始めた。南宋の理宗時代(嘉祐元年文永元年一一三二五年一二六四)南宋の包恢の『禁銅錢申省狀』によると「日本船の慶元(寧波)市舶務に往反する者は毎年四、五十隻に及び、板木(木材)・螺頭^{らとう}・硫黃^{りゆう}等を日本から運んでくる。しかも、慶元での公然の交易をさけ、温州や台州の海岸に入り、其の他の姦民^{かんみん}と禁を犯して銭貨を交換している。そのため日本の船が来ると台州城内市場の銭貨は一夜にして姿を消してしまう」と述べている。このことは、我が国で銭貨の使用が普及し、大量の宋貨が国内で通用していたことを示し、日本、宋の官憲の取り締りの強化にもかかわらず、日本船が官の許しなく銭貨を求めて大陸へ渡航していたことを示している。

第二項 工人の渡来と松浦の産業

大陸工人の連行

中世紀、この地方の産業として特異な存在は鉄関係と焼物であった。南北朝以後、松浦地方の住民が倭寇^{わこう}に関係したことは、しばしば述べたが、倭寇が大陸に求めたものは第一は食糧であり、次は捕虜の獲得であった。南北朝の動乱で荒廃した国土は食糧不足をもたらし、働き手を失つた。その補充を大陸へ求めたことは、倭寇関係史料を検討することで明らかにされている。

そのなかで、大陸の高度の文化を見た倭寇が、文化財を入手するだけでは満足できず、それを作り出す工人

を自國に連れて来て、産業をおこしただらうということは考えられる。中世期、松浦地方で大陸の工人が渡来して産業をおこした記録はないが、豊臣秀吉が朝鮮出兵の時、朝鮮の工人を日本へ連行するように特別の指令を出していったことが、次の文書で知ることができ、それに似た事が倭寇時代にも行われていたと思われる。

〔『鍋島家文書』「豊臣秀吉朱印状」〕

「わざと仰せ出され候。朝鮮人捕え置き候うち、細工つかまつ仕る者、并びにぬいかん（縫官）手のきき候女、之あるに於ては進上あるべく候。召し使わせられるべき御用候。家中相改め相越すべく候也。

十一月九日 ○（秀吉朱印）

鍋島加賀守とのへ」

これは朝鮮陣中にあつた鍋島直茂に対してもたらされたとして朝鮮の工人、わけて織物技術者を送りとどけることを命じたものであり、このよつなことも秀吉の海外派兵の目的の一つであつたともいえよう。

第三項 唐津焼の起源と波多氏

唐津焼の起源が、朝鮮陶工の渡来によつてもたらされたと言うことは定説になつてゐるが、その時代については種々の説がある。その説の中でも唐津焼の起源を室町中期とするのが一番妥当とされているようだ。そうすれば、倭寇と深いかかりあいがあつたことになりそつ。

古窯の発掘研究によつて、唐津焼で最も古いものは岸岳系唐津を焼いた岸岳城周辺の飯洞甕・帆柱・皿屋の各窯とされている。そうして、これらの窯で最も古いのは室町中期とみられているので、後期波多氏の盛時に朝鮮

陶工によつて開窯されたものであろう。

唐津焼を茶器に 当時、陶磁器の最高級品は茶道具として用いられていた。秀吉の朝鮮出兵以前に茶道具専用品がこの地方で焼成されていた確証はないが、茶道具に適用されてもおかしくないものは焼かれていたと思われる。

岸岳系唐津の窯の支配者であつた波多鎮（親）は、天正十七年（一五八九）秀吉の召喚を受け上洛したとき、千利休の茶会に招かれて茶道具を賜つてゐる。茶人としても通用した人物であつたようだ。また、利休の持ち物に唐津焼があつたことは、そのころ唐津焼が茶道具として用いられていたことも示してゐる。

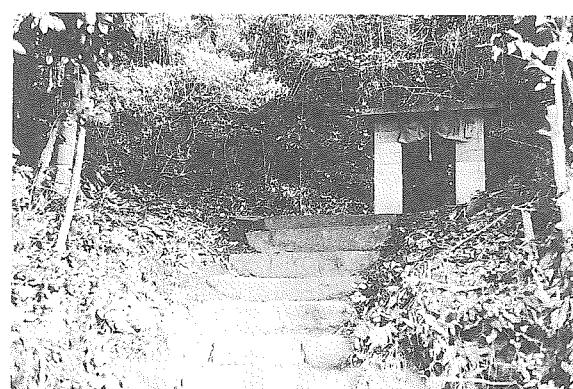
さらに秀吉の名護屋陣中において、波多家の茶道具が秀吉の茶会に使われたことを示す次の文書があるので、茶道具としての唐津焼があつたことが考えられる。

〔『有浦文書』「山中橋内後長書状」〕

「返すがえし大事の御道具とも忝けなく候。下着候はば則刻返進申すべく候。只今鮎御進上候、慥に披露致し候。御心安かるべく候。はたまた、上様へ益の御祝儀御上げ候はんや、御樽一ツばかり給わるべく候。其段面を以て申し談すべく候。」

昨日の御状、御城に候て、則報申し入れず候。釜、風爐、五徳借し下され候。過分に存じ候。御秘藏の御道具たるべく候。先便に京都へ取りに遣わし候間、下着次第返進申すべく候。その間借用申し候。涯分しつし申すべく候。忝なく候。随つて衆章故、切々御見舞も申し入れず、所存にあらず候。何にても御用の儀候はば仰せ付けらるべく候。恐惶謹言

山橋内



東光寺跡と伝える所。ブロック造りの小堂がある(鎮西町塩鶴)

唐津市鏡の恵日寺にある朝鮮鐘、同所鏡神社所有の絹本著色楊柳觀音画像は朝鮮半島から中世期に渡来したものである。

信仰心強い松浦党 民の神仏信仰の念は強かつた。松浦地方にも起源を、中世から古代にさかのぼる縁起の古い神社仏閣が多い。

鏡神社は源頼朝が祈願所と定めた神社で、大宮司草野氏は中世末期まで鏡神社領の領主として権力を保持していた。松浦地方に広がった松浦党武士たちも、鎮守神として住吉神や宗像三神を祭り、屋敷神としてヤブサ神を祭つたことが知られている。このほか、松浦党はじめ当地方の武士たちは、八幡神など武神を氏神として祭っているが、中世の信仰の特徴である神仏一体の権現思想にも

第五項 神社、仏閣と松浦党

浜崎で製刀 次に中世後期、上松浦地区で刀剣が造られていた記録は少ないが、松浦党の武士が朝鮮国に歳遣船を派遣したとき持ち出した品に刀剣がある。当時、玉島川一帯には砂鉄を産出し、この砂鉄で刀剣が造られていて、浜崎住の刀工として重次(文明期)・貞清(永正期)・重進(大永期)・重則(大永・享禄期)・重方(享禄期)・重延(享禄期)・重貞(天文期)などが記録されている。

肥前鐘と山下庄 中世のこの地方の文化財として注目されるものの一つに肥前鐘がある。この鐘は、鎌倉期後期から南北朝期にかけて铸造された銅鐘で、相知町の医王寺のほか全国各地に五口の現存が確認されている。肥前国上松浦山下庄で造られたと記録されているが、山下庄がどこに比定できるかは明らかでない。相知町伊岐佐地区から铸造跡が発掘され、唐津市双水地区からも鐵滓が多量出しているので铸造所があつたと思われ、また唐津市山本に金屋の地名が残っているし、唐津市十人町付近は中世に金屋と呼ばれ、上松浦党の会所があつたなど。これらのが山下庄調べの参考になるかもしれない。



医王寺の銅鐘(肥前鐘)県重要文化財(永和二季[1376]丙辰八月吉日の銘あり。相知町黒岩)

六月晦日 (花押)
(有浦人和守尚)
有 大 様
昨夕御報

注 涯分^ハ本分、身分相応のこと。涯分しつしとは身分をわきまえずの意。

周章^ハあわてる。うろたえる。

第四項 肥前鐘と刀工

とづき、神仏混合の社を設けていることも知られている。

中世、上松浦の上場地区を支配した佐志一族は、所領を譲るに際しても、神仏への奉公を後継者に誓わせている。(北朝)康永元年(南朝・興国三・一二四二)十一月七日付の源勤^(佐志)の子女への譲状によると、「勤は、長男成に対し「若宮・浜田今熊野権現・八幡」の二社への奉仕を命じており、さらに、値賀神の神事の鏑流馬を毎年おこたつてはならぬと誓わせている。

また、佐志淨覚の正和二年(一二三三)の子息久曾寿丸(佐志集・勤)への値賀村所領の譲状にも「今岡権現の神田を明記し、さらに、権現御九日会には久曾寿丸自ら鏑流馬を勤めることを命じ、権現を不法にもてなすことは親不孝者である」ときめつけている。

若宮・浜田今熊野権現・八幡は現唐津市佐志の佐志八幡社の前身と思われ、値賀の今岡権現は現玄海町普恩寺の値賀神社(明治維新の神仏分離までは松尾権現社と称していた)の前身か合祭されたものと考えられている。中世、松浦地方を支配した松浦党と関係のある仏閣は上松浦にも数多くあるが、玄海町内に、その存在を確認できるものは少ない。その中で有浦下の東光寺は、寺の縁起によれば、南北朝期、日高氏が塩津留(鎮西町塩鶴)に大愚探禪を開山として創建したもので、戦国期日高氏がここに移したものとされている。本尊木彫薬師瑠璃光如来座像は平安期の作であり、現在、国指定重要文化財となっている。日高氏がいつごろ、有浦郷を支配したかは史料に乏しいが、現在も日高氏関係者によつて守られて來てないので、日高氏の菩提寺であったことは確証が高い。(第四節第二項五「日高氏と東光寺」欄参照)

第六項 松浦党の生活規制

厳しかつた生活規制

中世、松浦地方を支配した松浦一族は多くの分派となつたが、鎌倉中期以後は戦場、また生活の問題について、一揆して事に当る特有の組織機構と機能をもつていた。これは、均分相続を繰り返したため、所領は次第に小さくなるのに對し、領家や公の負担は多くなり、弱小の個々の家では負担にたえなくなり、勢い一致團結して事に当らなければならなくなつたためであつたろう。

特に戦いに臨んで功名の働きをするには、集團戦闘が展開される鎌倉中期以後は一揆集團を組むことが必然となり、また、その戦闘集團を維持するためにも生活規制が必要であつた。

一揆の内容については、南北朝後期の下松浦一族の一揆契諾状があるので、それにより大要を知ることができ。一揆契諾は「公私において一味同心の思いを為し、公方に忠節を致す可し」と將軍方への忠節を誓つたものであるが、一族間の日常生活を規制した条文が多く含まれている。これにより松浦一族の生活や当時の住民の生活の一端を知ることができるので、関係のあるものの概要だけを左に掲げてみる。

〔『山代文書』の「松浦一揆契諾状」〕

(前文省略)

一、市、町、路頭、乗り合いに笠笞^(かさとが)め、酒狂、戯れ以下の事に依り、不慮の外の珍事出来^(しゃつたら)すと雖も、是非無く雅意に任せて、各弓箭^(おののゆみ)を取り成す事は甚だ以て然るべからず。一揆衆中駆け寄りて理非を検別せしめ、其の沙汰^(さた)あるべし。

二、夜討ち、強盜、山賊、海賊並びに諸財物、田畠の作毛以下、盜人等の事。実犯現形の者を見合えば討ち留るべし。若し支障を以て差し申す族あらば、先ず科者を召し取り、白状によりその沙汰あるべし。

三、地頭の得分、負物を抑留せしめ、或は故なく逃散せしむ土民百姓等の事、相互に領内に置き扶持せしむべからず。

四、所務並びに境相論の事。一揆衆中寄り合い、両方の文書を披見せしめ、理非に任せ落居すべく、聊かも率忽に喧嘩に及ぶべからず。

五、各の下人等主人を捨て他村に居住せしむる事、遠聞に及び領主扶持するにおいて訴訟を致す時は、定法に任せ、直ちに主人方に渡さるべき。若し異議の者あらば一揆衆中の沙汰として、之を出さるべきや否や、理非を解明すべき云々候。

六、他村に牛馬を入れる事。遠聞に及び訴訟を致す時は、定法に任せ互に之を出さるべき。以下略)

注 笠咎ハシガキすれ違つたとき身分の低い人が笠をとらぬことを無礼としてとがめたこと。

雅意ハタチ我意、わがまま。

負物ハムモノ負債、借財などのこと。

遠聞ハシマツルうわき、評判。

第一項には「不慮の珍事」に対する処置の仕方について、具体的にあげている。これにより当時の風習の一端を知ることができる。笠をとらぬ無礼や醉狂や婦女へのいたずら、口論の果に武力による鬭争などに触れ、その時は直ちに衆中(一族)の者が駆けつけ、騒ぎを鎮め、双方の理非をただして衆議によつて沙汰するよう定めている。

次に、この項で一揆衆はいかなる場合でも私闘を禁止し、衆議によつて是非を決めるにされていて、一揆衆の秩序を厳格に保つている。

次の第二項には「夜討、山賊、海賊はもろんのこと、人の財産や田畠の作毛を刈り取るなどの強盗等の現行犯はその場で斬り捨てるなどを認めながら、本人または現場に居合せた者が証拠をもつて抗議した場合は、まず本人を召し捕り、一揆衆中で本人の申し状を調べたうえで沙汰するとされているので、裁判が優先されていたことを示している。

第三項は領民が地頭に納める貢物や負物(借財)を納めず逃散したり、理由なく領地から逃亡した土民や農民を、一揆衆は相互に領内に置き扶持してはならないと定めている。

この時代、松浦地方の沿岸や島々は半農半漁が主であつたが、気象不順が多く、干ばつ、洪水による不作が繰り返しておき、そのうえ災害、病気が大流行し税未納のまま逃散する農民、土民が多かつた。しかし、住民が逃散すれば生産力は低下し、納税の負担は居残った住民の肩にかかるてくる。住民の確保維持は領主にとつても、領民にとつても最も重要な事柄であり、その確保に一揆衆は全力をあげていたことがうかがえる。

第六項は他村の牧場に牛馬がまぎれ込んだ時の処置を定められているが、これで松浦地方には放牧が前時代から盛んであったことを知ることができる。

中世期の松浦地方は生活が苦しかったことをこの史料で知ることができる。建長六年(一二五四)斑島淳はせつかく得た地頭職を抵当に銭拾貫を請け取り、秋武太郎在高を代官に補任している。なぜ、銭拾貫を借用したかは「諸用」とされているのみで不明だが、これは國納米參拾石に該当するものであり、以後二カ年間は、この所領の一切の権限を代官にゆだねるとしているので、相当厳しい条件であり、しかも渟側が約条に反すれば、その後

の地頭職は代官のものとなるというものであった。

このように地頭職にある者さえ、厳しい条件下にあった。さらに淳は秋武太郎に銭七貫を借りているが、その時斑島の松女二十歳、志佐の一王女十九歳をその代価として差し出している。これを見ると、当時も住民の中に領主の自由になる身分の奴婢が存在したことがわかる。

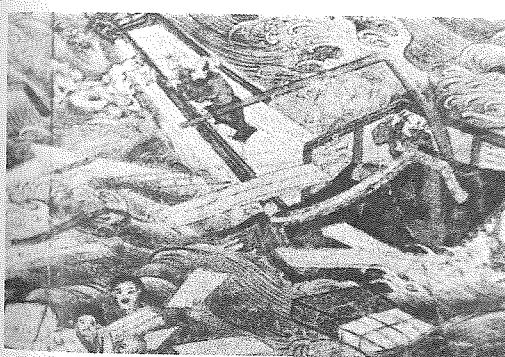
第七項 寄船は財源

『青方文書』には五島の産物の名があがつてている。それによると、塩・紙・鹿皮・猪肉・蓮根・塩乾魚・海藻・干鮑・煎海鼠・麻・船材・檳榔加工品などが中世の産物としてあった。

漂着船を押収

つたのは、難破して沿岸に漂着する交易船であった。

『吾妻鏡』の寛喜三年（一二三二）の条項には、海辺の住民が寄船と称している難破船を押領することを禁止している文がある。しかし、禁令後もこの令は守られず、『青方文書』の正元二年（一二六〇）三月三日付、藤原能高の地頭お侍あて文書中に「例の入り船も今年は一艘も入り候わづ」と生活の苦しさを解決する「例の入り船」がこないことを嘆いているくだりがある。これは恐らく難波交易船を指すものと思われる。



難破船の状況図（『東征絵伝』。『人物海の日本史 I』より）

この難波船押領の習慣が続けられていたことを立証する事件が『青方文書』にある。同書の永仁六年（一二九八）五月二十日付「雜物注進状」以下同年八月十八日付「対島守某・武藤盛資連署施行状案」に至る四通の文書に、五島若松島沖で漂流した藤太郎入道忍性の唐船（幕府御分唐船）の積荷を海辺の船の党が押領し、鎮西奉行所が青方、奈留、志佐の諸氏にその返還を命じている。

これらの文書によると船は五島の海俣を出航し、わずか一里ほどの樋島の沖合いで破損した。これを見付けた樋島の住民たちは七隻の小舟で襲い、御物以下を運びとっている。その品物は、葛西殿御分として、砂金式百四十両四匁、円金六十切、細綿（三十尋の布四十三反、十三尋廿反、三十尋廿五反、四十尋十三反）、水銀樽二、金胴一領紫皮威、腹當一領毛は赤皮威、太刀一腰（目貫は金を透すあざらしの仕鞘）、さすり一、茶付の台（梨地に金の襞を蒔く）、小さき半揃鹽（梨地の蒔絵）、硯箱八角瑠璃（梨地に蒔く）、奥紫の宿衣物、茶入るる物の台、蒔絵の硯箱、小袖四。（以下略）

この船は幕府要人の交易船で、この目録でばく大な金品が交易用に積み込まれていたかがわかる。そして、これを押領して所有すればばく大な収益になることは当然で、松浦沿岸の住民の期待も大きかつたと思われる。

しかし、このようなよい収入になる寄船の機会は少なく、生活にあえぐ住民は自ら船をあやつって海外に出向くようになり、また、これが倭寇と結びつく結果ともなつたと考えられる。

松浦地方住民の生活苦は南北朝期の動乱のためさらに倍加された。働き盛りの男は戦場に狩り出され、労働力は減り、鎌倉期の海外への生活の糧を求める傾向は一そう激しくなった。その最たるもののが倭寇であり、そのころ日本に渡つて来た文化財で現存するものは、倭寇の行動と共に語られるものであった。